

中間報告

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会

2019年9月25日

本委員会の目的

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会設置要綱

第1条

あいちトリエンナーレについて、県及び実行委員会等の関係団体における企画、準備、実行の体制、公金を使った芸術作品の展示、芸術活動への支援、開催時の危機管理体制、対外コミュニケーション等のあり方を、客観的・専門的見地から総合的に検証するとともに、今後の類似イベントの充実・改善に向けた意見を聴取する等のため、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会は、あいちトリエンナーレ及び今後の類似イベントの開催に関する改善策等を取りまとめ、その結果を知事に提言する。

委員名簿

氏名	所属・職
岩渕 潤子	美術館運営・管理研究者、 青山学院大学客員教授
上山 信一 (副座長)	慶應義塾大学総合政策学部教授
太下 義之	文化政策研究者、 独立行政法人国立美術館理事
金井 直	信州大学人文学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
山梨 俊夫 (座長)	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館長

構 成

- 1 検証事案の確認
- 2 これまでに行った作業
- 3 開催時及び中止後の反応について
- 4 事実関係の整理
- 5 検証結果
 - (1) 検証事案について
 - (2) 世界の動きとの比較分析

1 検証事案の確認

企画・準備段階

- 「展覧会内展覧会(*)」として「表現の不自由展・その後」を企画し、県美術館で16作家の23作品を展示することにした。
- 展示内容を巡る抗議やトラブルを想定し、現地での警備強化と、事務局及び県庁における電話対応等の体制をとった。

実施段階

- 8月1日～3日の開催時には、展示室の手前には抗議者が複数訪れ職員が留めた。展示室内は比較的平静だった(数件の問題行動のみ)。
- 県内外からの電凸攻撃(電話、FAX、メール等)。
- 名古屋市長や他県の政治家から中止すべきとの意見。
- 8月3日(土)午後5時に中止を発表。

2次的影響

- 中止に反対する国内外のアーティスト、メディア、各種団体から抗議を受けた。
- 不自由展以外への出展作家が中止を事実上の検閲と捉え、作品の展示を中止又は出品変更した(合計13組、29作品(9月24日現在))
- 内外のアーティスト、キュレーター等から、今後の日本への作品出品をボイコットするリスクが伝えられている。

*他の多くの展示とは異なり、5人の委員からなる「表現の不自由展・その後実行委員会」に対して、出展を委託する特殊な形態をとっている。このため、「あいちトリエンナーレ実行委員会」と個々の作家との間には、直接の契約は存在しない。(別冊資料1・24ページ参照)

注) 本資料では、「表現の不自由展・その後」を「不自由展」、「表現の不自由展実行委員会」を「不自由展実行委員会」と記す場合がある。

2 これまでに行った作業

ヒアリング対象者		
トリエンナーレ関係者	津田 大介(芸術監督)	8/23 9/5
	芸術監督補佐	9/5
	東 浩紀(企画アドバイザー)	9/5
	飯田 志保子(チーフ・キュレーター)	8/23
	ペドロ・レイエス(キュレーター)	8/16
	建畠 哲(あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議委員、芸術監督選考委員会委員長)	9/19
	不自由展実行委員会(5名中2名)	9/2
	大浦 信行(不自由展に「遠近を抱えて」を出品)	8/29
アーティスト	白川 昌生(不自由展に「群馬県朝鮮人強制連行追悼碑」を出品)	8/29
	小泉 明郎(不自由展に「空気 #1」を出品)	8/30
	中垣 克久(不自由展に「時代(とき)の肖像—絶滅危惧種 idiot JAPONICA 円墳—」を出品)	8/30
	卯城竜太(Chim ↑ Pom)(不自由展に「気合100連発」を出品)	9/6
	朝倉優子(マネキンフラッシュモブ)(不自由展に「マネキンフラッシュモブ」の画像を出品)	9/26
	岡本光博(不自由展に「落米のおそれあり」を出品)	9/27
	大橋 藍(不自由展に「アルバイト先の香港式中華料理屋の社長から「オレ、中国のもの食わないから。」と言われて頂いた、厨房で働く香港出身のKさんからのお土産のお菓子」を出品)	9/28
	永幡幸司(不自由展に「福島サウンドスケープ」を出品)	10/5

ヒアリング対象者		
県庁	大村 秀章(愛知県知事)	9/5
	齋木 博行(県民文化局長)	9/5
	八神 秀之(県民文化局文化部長)	9/5
	大参 澄夫(愛知芸術文化センター長)	8/28
	南 雄介(愛知芸術文化センター愛知県美術館長)	8/23
	判治 忠明(トリエンナーレ推進室室長)	8/26
	朝日 真(トリエンナーレ推進室主幹)	9/5
	田中 泰之(トリエンナーレ推進室室長補佐(調整グループ))	8/26
	小柳津 彰啓(トリエンナーレ推進室室長補佐(事業第一グループ))	8/26
	平瀬 礼太(愛知県美術館主任学芸員)	8/23
	中村 史子(愛知県美術館学芸員)	8/23
	塩津 青夏(トリエンナーレ推進室主任/学芸員)	8/23
	近藤 孔三(財産管理課主幹)	8/26
その他有識者	木村 幹(神戸大学大学院国際協力研究科教授)	9/11
	三浦 瑠麗(国際政治学者)	9/24
	木村 草太(首都大学東京法学部教授)	9/24

参考文献	
『アート・検閲、そして天皇「アトミックサンシャイン」in沖縄展が隠蔽したもの』(沖縄県立美術館検閲抗議の会 編)	
『天皇アート論 その美、“天”に通ず』(アライ=ヒロユキ 著)	
『韓国の民衆芸術 抵抗の美学と思想』(古川 美佳 著)	
「月刊「創」2019年9、10月号」	

3 開催時及び中止後の反応について

開催時の状況

関係者ヒアリング	新聞報道等
<ul style="list-style-type: none">「展示室に到達する前の8階の入り口やロビーには抗議者が複数訪れ、県職員が展示室に入らないよう、止めていた。」（あいちトリエンナーレ実行委員会事務局職員）「8月1日、2日は人が多かった。もめたりした現場には立ち会わなかった。思ったより穏やかだった。」（県美術館学芸員）「不満のある人もいたと思うが、基本的におとなしく見ていた。」（県美術館学芸員）「会場は平穏で、騒ぐような人はいなかった。」（県美術館学芸員）	<ul style="list-style-type: none">「ネット上とは違い、落ち着いて鑑賞できた。」（2019年8月4日 中日新聞 朝刊）「開館直後の展示室で、初老の男性が怒鳴り声をあげた。」（2019年8月4日 朝日新聞 朝刊）「少女像の頭部に紙袋をかぶせる男性もいたが、別の来場者が「何をやっているんだ」と怒って紙袋をはずした。一方で、多数の来場者は、静かに作品を鑑賞していた。」（2019年8月4日 朝日新聞 朝刊）

4 事実関係の整理

事実関係整理の全体像

	1. 企画	2. 「不自由展」準備	3. 「不自由展」展示	4. 「不自由展」中止判断	5. その後の動き
事業推進	1-1 芸術監督の選任 1-2 全体テーマの検討・決定 1-3 不自由展の開催検討と決定 1-4 不自由展実行委員会との開催合意	2-1 出品作品の決定 2-2 契約 2-3 展示会場と展示方法の決定 2-4 展示案内や作品解説の決定 2-5 作品の搬入、設置 2-6 対外告知	3-1 展示会場の管理 3-2 電話、メール、FAXへの対応 ①あいちトリエンナーレ事務局 ②県庁 ③その他(協賛企業・学校等) 3-3 メディアや県外政治家の意見表明	4-1 状況判断 4-2 実行委員会及び作家との協議 4-3 対外告知	5-1 不自由展出展作家から意見表明 5-2 不自由展以外の出展作家の意見表明やボイコット 5-3 海外メディア等による批評
会場／警備対応	1-5 会場使用の許可(*)	2-7 警備・電話対応	3-4 警備・電話対応		

* 許可書は、第1回検証委員会資料を参照

1. 企画

1-1 芸術監督の選任

年月日	主な出来事
2017年5月1日	・ 第1回芸術監督選考委員会において、選考スケジュールの確認、芸術監督の選考条件の検討、監督候補者について意見交換（分野、人物像）を行う。
6月4日	・ 第2回芸術監督選考委員会において、多数決により津田大介氏を選出する。
7月18日	・ あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「トリエンナーレ実行委員会」という。）運営会議において、トリエンナーレ2019芸術監督として津田大介氏を選任することを決定する。
8月1日	・ 津田大介氏があいちトリエンナーレ2019の芸術監督に就任する。

1-2 全体テーマの検討・決定

年月日	主な出来事
2017年10月20日	・ トリエンナーレ実行委員会有識者部会において、テーマ・コンセプトについて議論する。 ・ 同日午後、運営会議において、テーマ・コンセプトを「情の時代」に決定する。 ・ 夕方、芸術監督が記者会見を行い、発表する。

1-3 不自由展の開催検討と決定

年月日	主な出来事
2018年5月10日	・キュレーター会議において、芸術監督が「表現の不自由展」を企画に入れることについて提案する。
5月13日	・芸術監督の提案作家が多数であったため、芸術監督の提案としての優先度が共有される（不自由展は優先度Bとされた）。
2018年6月10日	・芸術監督が永田浩三氏に連絡を取る。
8月23日	・キュレーター会議において、芸術監督が再度「不自由展」についてプレゼンし、芸術監督から永田氏へ声がけをすることを決める。

1-4 不自由展実行委員会との開催合意

年月日	主な出来事
2019年1月11日	・永田氏から芸術監督へ、岡本有佳氏を紹介するとの連絡が入る。
2月4日	・芸術監督と岡本氏で初めて打合せを行う。
3月4日	・芸術監督が不自由展実行委員会（岡本氏）と打ち合わせを行い、名称が「表現の不自由展」から「表現の不自由展・その後」となる。
3月18日	・芸術監督が不自由展実行委員会の5名と初めて打合せを行う。 （その後、数回ミーティング）
3月27日	・午後3時、企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表する。

1-5 会場使用の許可

年 月 日	主 な 出 来 事
2018年6月1日	・トリエンナーレ実行委員会が愛知県美術館ギャラリー展示室の利用の仮申込を行う。
8月13日	・愛知県美術館長が利用許可の内定を通知する。
8月22日	・トリエンナーレ実行委員会が愛知県美術館へギャラリー展示室の利用許可を申請する。
11月20日	・愛知県美術館長が利用を許可する。

2. 「不自由展」準備

2-1 出品作品の決定

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年1月17日	・芸術監督が、キュレーター会議において、「極力（不自由展実行委員会が行う）キュレーションに介入しないようにしたい」と発言する。
4月4日	・芸術監督から、事務局学芸担当者に「表現の不自由展・その後」の出品候補作品リストが共有される。
4月以降	・業務が増加することから仕事の割り振りを再検討し、作品の受け入れ等の具体的な実務を担当するアシスタントキュレーター1名を決める。

(続き)

年 月 日	主 な 出 来 事
4月11日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督から、キュレータチームに「表現の不自由展・その後」の出品候補作品リストが共有される。・ キュレーター会議において、大浦氏の作品及び「平和の少女像」の展示について共有する。その際、チーフキュレーター及びアシスタントキュレーターより、少女像はパネル展示でも成り立つのではないかという意見が出る。・ しかし、展示内容の選定権限、責任主体は不自由展実行委員会であることを確認する。
4月18日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督が運営会議委員（県民文化局長）に対して不自由展に《平和の少女像》の実物が出品予定であることを報告する。
4月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督が白川昌生氏へ連絡して出展を打診し、出展が決定する。
4月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督がChim↑Pomへ連絡し、出展を打診する。
4月28日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督が小泉明郎氏と会って出展を打診し、出展が決定する。
4月29日	<ul style="list-style-type: none">・ アシスタントキュレーターが、予算案及び作品リストを作成する。展示室のボリューム、予算ともにはみ出すため、展示作品と予算のボリュームダウンを不自由展実行委員会に提言する。
5月8日	<ul style="list-style-type: none">・ 大浦信行氏が新作の映像作品を作っており、それも出品したいとの意向が伝えられる。
5月21日	<ul style="list-style-type: none">・ 不自由展実行委員会の小倉利丸氏が、新作映像は「検閲」というコンセプトに合わないとの意見を大浦氏に伝えたところ、大浦氏はコンセプトへの疑念からいったん出品の辞退を申し出る。
5月24日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督が大浦氏の新作映像作品のDVDを受け取る。
5月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 芸術監督、不自由展実行委員会、大浦氏でミーティングを行い、映像作品の出品を合意する。

(続き)

年 月 日	主 な 出 来 事
6月4日	・不自由展実行委員会、芸術監督、アシスタントキュレーターの打合せにおいて、展示プラン、作品リスト、予算案が決定する。
6月12日	・トリエンナーレ実行委員会事務局（以下「事務局」という。）から「表現の不自由展・その後」全体の展示案を会長（知事）へ提示する。
6月20日	・会長（知事）が芸術監督と面談し「少女像は何とかならないのか、やめてくれないか」、「少女像は、実物ではなくパネルにならないのか」「写真撮影は禁止にできないか」と懸念を伝える。
7月8日	・会長（知事）が事務局から、津田監督と不自由展実行委員会側との協議の結果の報告を受ける。 【内容】 ・少女像の展示をするという強い意向であること、展示と写真撮影はセットであること。
7月11日	・会長（知事）が事務局に対し、少女像の展示の中止及び写真・SNS写真投稿禁止を再度協議するよう指示する。
7月12日	・会長（知事）が事務局から、津田監督と不自由展実行委員会側との協議の結果の報告を受ける。 【内容】 ・不自由展実行委員会の決意は固く、少女像と写真撮影はセットで、不可なら不自由展全体を取りやめること
7月17日	・芸術監督が、SNS写真投稿禁止について不自由展実行委員会に伝える。
7月19日	・写真撮影の禁止はできないが、SNS写真投稿禁止は3者連名で掲示することで合意する。

2-2 契約

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年6月17日	・事務局から不自由展実行委員会へ契約書案を送付する。
6月18日	・不自由展実行委員会から契約書の内容について修正の要望を受ける。
6月20日	・不自由展実行委員会からの要望を受け、契約書案を一部修正し、不自由展実行委員会へ送付する。 ・不自由展実行委員会の不安を解消するため、不自由展実行委員会が提訴された場合には、芸術監督がその訴訟費用を負担する覚書を交わすことになる。
6月末	・不自由展実行委員会から契約書案の再修正の要望を受け、契約書案を一部修正し送付する。
7月3日	・不自由展実行委員会から契約書案の再々修正の要望を受ける。
7月20日	・不自由展実行委員会からの要望を盛り込んだ契約書案を作成し、不自由展実行委員会へ送付する。
7月22or23日	・芸術監督と不自由展実行委員会の間で覚書が交わされる。
7月25日	・事務局内で契約書の決裁を行う
7月29日	・業務委託契約を締結する。（7月1日付け）

2-3 展示会場と展示方法の決定

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年3月4日	・この時点での展示場所の展示図面を共有する（この時点では、8階C室の予定）。
5月8日	・不自由展実行委員会の5名が愛知芸術文化センターを来館し、会場を実見する。
5月16日	・白川昌生氏の作品が想定以上に大きく展示空間が足りなくなること、8階C室だと順路として全ての鑑賞者が通らざるを得なくなることから、会場をD室へ移動し、見たい人だけが見られる場所へ変更する。
6月4日	・不自由展実行委員会、芸術監督、アシスタントキュレーターの打合せにおいて、展示プラン、作品リスト、予算案が決定する。

2-4 展示案内や作品解説の決定

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年6月6日	・アシスタントキュレーターが、展示会場に貼るパネル原稿等を入力するためのシートを作成する。
6月半ば～	・不自由展実行委員会とアシスタントキュレーターでキャプションパネルテキストの執筆及びその翻訳について調整を行う。なお、この際、大浦氏の新作映像作品の情報はなかった。 ・以降、不自由展実行委員会の委員は解説テキストの執筆を行い、アシスタントキュレーターが翻訳のための事務手続き及びパネルにするための造作の手続きを行う。
7月2日	・アシスタントキュレーターが、トリエンナーレ本体とは別に、不自由展自体に必要なディスプレイ（①日本語挨拶パネル ②英語挨拶パネル ③キャプションパネル ④年表の印刷 ⑤壁付けカウンターテーブル）の制作、設置を業者に発注する。
7月下旬	・芸術監督補佐とアシスタントキュレーターが展示パネルの校正作業を行う。

2-5 作品の搬入、設置

年月日	主な出来事
2019年6月23日 ～7月18日	・アシスタントキュレーターと県美術館学芸員が、他のトリエンナーレ出展作品と合わせて不自由展出展作品の集荷を行う。
7月2日	・県美術館の学芸員に対して、不自由展を含むトリエンナーレ全体の展示内容を説明する。
7月21日	・不自由展実行委員会が作家宛の「内覧会等のイベント、展示室観覧、設置作業のお知らせ」を作成し、出展作家に送付する。
7月23日～30日	・順次、展示作業を行う。

2-6 対外告知

年月日	主な出来事
2019年3月27日	・芸術文化センターにおいて、芸術監督が企画発表会を行い、「表現の不自由展・その後」を行うことを発表する。
4月2日	・東京のスマートニュース株式会社（渋谷区）において、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」について、記者会見を開催する。
7月23日	・東京の有限会社ネオログ（港区）において、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」全体について、記者懇談会を行う。
7月24日	・芸術文化センターにおいて、芸術監督が「あいちトリエンナーレ2019」全体について、記者懇談会を行う。
7月31日	・芸術文化センターにおいて、芸術監督「あいちトリエンナーレ2019」について、記者会見を行う。

2-7 警備・電話対応

年 月 日	主な出来事
2019年5月8日	・ 不自由展実行委員会、芸術監督、事務局で顔合わせを行い、事務局から懸念事項を伝え、不自由展実行委員会からは2015年の不自由展開催時の警備に関する話を聞く。
5月13日	・ 不自由展実行委員会の岡本有佳氏から、改めて事務局のトリエンナーレ推進室長も交え警備対策について打ち合わせしたいと提案を受ける。
5月22日	・ 事務局が管轄警察署へ相談に行き、打ち合わせの結果を芸術監督と共有する。
5月25日頃	・ 警察のアドバイスを受け、展示会場に警備員を配置する具体的検討を開始する。
5月30日	・ 不自由展実行委員会、不自由展実行委員会の警備協力者、芸術監督、事務局で警備に関する打ち合わせを行う。
7月10日	・ 事務局の電話へ音声案内装置（録音機能付）を導入する。
7月15日	・ 事務局と所轄警察署で打ち合わせを行う。
7月17日	・ 事務局長から所轄警察署長に会期中の警備への協力を依頼する。
7月18日	・ 芸文センター内の関係機関に対応マニュアル案を提示しながら、対応を説明する。
7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情専門電話を1台加える。 ・ 対応マニュアルが完成し、芸文センター内の各機関に配布する。 ・ 芸術監督とトリエンナーレ推進室長が街宣車対策について弁護士と相談する。
7月26日	・ 朝のミーティングで事務局内に対応マニュアルを周知する。
7月29日	・ 警察からの助言に基づき、芸文センター各入口へ管理権を明示した立て看板を設置する。

3. 「不自由展」展示

3-1 展示会場の管理

年 月 日	主 な 出 来 事
8月1日～3日	・不自由展の展示内容に抗議する方が、毎日、複数来場し、その度に、事務局の男性職員が出向き、警察に協力を仰ぎながら対応した。
8月3日	・会場が混雑し、不自由展展示室の入室制限を行う必要が生じた（最長1時間半待）。行列対応のため、通常の職員配置とは別に、最大時で6人の職員を配置した。 ・会場内では、初老の男性が怒鳴り声を上げた。また、《平和の少女像》に紙袋をかぶせようとする男性がいた（それ以外は、比較的平静だった）。

3-2 電話、メール、FAXへの対応

①あいちトリエンナーレ事務局

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年7月31日	・事務局への抗議電話が始まる。午後には事務局の電話回線がパンク状態になる。
8月1日	・事務局へ抗議電話が殺到、他業務が行えない状態となる。併せてメール・FAXが殺到
8月2日	・朝、県美術館にガソリンテロを予告する脅迫FAXが届く。 ・警察へ通報する。
8月6日	・脅迫FAXに対する被害届を所轄警察署へ提出する。

②県庁

年 月 日	主 な 出 来 事
8月1日	・ 県庁（本庁・地方機関）にも抗議電話が殺到する。本庁各課にもメール・FAXが寄せられる。
8月5日	・ 事務局以外の119所属部署に脅迫メールが届く。 （以降断続的に） ・ 県庁の複数の所属部署に、県有施設や県内の小中学校、高校、幼稚園にガソリンを散布し着火する旨の脅迫メールが届き、警察へ通報する。

③その他（協賛企業・学校）

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年8月1日 以降	・ 協賛・協力企業、団体のうち61社・団体に対し、抗議・苦情の電話、FAX、メールが送られる。

3-3 メディアや県外政治家の意見表明

年 月 日	主な出来事
2019年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・中日新聞及び朝日新聞の朝刊に「表現の不自由展・その後」の具体的な展示記事（平和の少女像の写真付）が掲載される。
8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・和田政宗参議院議員が、自身のツイッターで「あいちトリエンナーレは文化庁助成事業。しっかりと情報確認を行い、適切な対応をとる。」などの発言をする。 ・小坪しんや行橋市市議会議員が、自身のWEBページで「【抗議先リスト】慰安婦像を税で展示、愛知県。文化庁の助成事業。昭和天皇の御真影を焼く映像も？大村知事は辞職妥当か？【許せない人はシェア】」と題しコメント掲載。 (その後、連絡先や協賛企業一覧、抗議の仕方などを掲載し電凸を煽るコメントを繰り返す。)
8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・菅義偉官房長官、柴山昌彦文部科学大臣が会見で、補助金交付決定に対して「事実関係を確認した上で適切に対応」する旨の発言をする。 ・河村たかし名古屋市長が、会場視察後会見し、不自由展の展示中止を求める。 ・松井一郎大阪市長は自身が河村氏に連絡し、展示が問題だと指摘したと明らかにした。
8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・松井一郎大阪市長が、会見で「税投入してやるべき展示会ではなかったのではないか。」などと発言をする。
8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・福田富一栃木県知事が、会見で「栃木県政では、圧力に屈しないようにしなくては」などと発言をする。
8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・吉村洋文大阪府知事が、会見で少女像などの展示をしたことについて大村秀章愛知県知事に対し「辞職相当だと思う。責任を取らなきゃいけない。」などと発言をする。
8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・松井一郎大阪市長が、会見で大阪府の吉村洋文知事が「辞職相当」と発言したことについて、言い過ぎだと思う。」などと発言をする。

(続き)

年 月 日	主な出来事
8月9日	<ul style="list-style-type: none">・ 達増拓也岩手県知事が、会見で「警備が(クリア)できるなら再開すればいい。」などと発言する。・ 杉本達治福井県知事が、会見で「表現の自由がねじ曲げられたり、押しとどめられたりすることがないようにしなければならない。」などと発言をする。
8月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 黒岩祐治神奈川県知事が、「表現の自由から逸脱している。」「私は絶対に開催を認めない。」などと発言する。
9月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 黒岩祐治神奈川県知事が、「検閲をして自分に気に食わないものも全部、表現させないという思いは全くない。率直におわびしたい。」などの発言をする。

(注) メディアについては、8月以降のものについては省略

3-4 警備・電話対応

年 月 日	主な出来事
7月31日	<ul style="list-style-type: none">・ 展示室入口に警備員を2名配置する。 (展示室内に1名、8階の巡回警備に1名)
8月1日	<ul style="list-style-type: none">・ 午後の途中から、事務局職員に対して名前を名乗りたくない職員は電話にでない対応に変更する。
8月2日	<ul style="list-style-type: none">・ トリエンナーレ代表電話への架電は、一旦、全て苦情専用電話で受けてから内線に転送するよう設定を変更する。・ 午後、本庁にコールセンターを設置する。(8台)
8月5日	<ul style="list-style-type: none">・ 午後の途中から、事務局職員は名前を名乗らない対応に変更する。
8月6日	<ul style="list-style-type: none">・ 事務局に「電話対応室」を設置する。(3台)

4. 「不自由展」中止判断

4-1 状況判断

年 月 日	主な出来事
2019年8月1日	<ul style="list-style-type: none">・電話を受けた職員から状況把握のためのヒアリングを実施する。
8月2日	<ul style="list-style-type: none">・午後10時頃、会長と芸術監督が面談。会長から芸術監督へ次のとおり提案する。<ul style="list-style-type: none">・電凸、脅迫メールのみならず、ガソリン携行缶といったテロ予告のFAXもあった。このままでは、安心・安全が保てない。明日8月3日午前11時に記者会見して、明日で閉めましょう。非常に挑戦的な企画でもあったので、内覧会も入れれば4日間できただけでも十分ではないか。・については、この話を不自由展実行委員会側に至急伝えてもらえないか。
8月3日	<ul style="list-style-type: none">・午前9時頃、会長と芸術監督が面談。芸術監督から、昨夜の議論を踏まえて、会長に対して中止の判断の再検討を申し入れ、午前11時からの記者会見を延期する。（その際、あいちトリエンナーレを円滑に運営できる状況かを見て総合的に今後の対応を判断する必要があるため、芸術監督から会長に現場の状況を逐一報告することとした。）・午後3時半頃、会長と芸術監督が電話相談。8月3日中も電凸だけではなく、会場の混雑、抗議者の来場等が続き、このままでは安全性が確保できず、あいちトリエンナーレを円滑に運営することが困難と判断し、展示を同日までとすることで合意した。

4-2 実行委員会及び作家との協議

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・午後11時頃、芸術監督、事務局、アシスタントキュレーター、不自由展実行委員会等で情報共有のための面談。現場の状況の共有し、対応を協議する。
8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・午後10時頃、会長（知事）と芸術監督が面談し、会長から芸術監督へ、次のとおり提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電凸、脅迫メールのみならず、ガソリン携行缶といったテロ予告のFAXもあった。このままでは、安心・安全が保てない。明日8月3日午前11時に記者会見して、明日で閉めましょう。非常に挑戦的な企画でもあったので、内覧会も入れれば4日間できただけでも十分ではないか。 ・については、この話を不自由展実行委員会側に至急伝えてもらえないか。 ・午後11時半頃、芸術監督から、不自由展実行委員会に中止の提案について伝達（5人のうち、3人は対面、2人はスカイプ）し、議論した結果、3日の状況を見てから再度中止の判断をしてほしいと会長へ申入れを行うこととした。
8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長（知事）及び芸術監督の会見後、すぐにキュレーターが手分けして出展作家に展示中止の情報を伝える。
8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督が、不自由展出展作家に向けて経緯説明のステートメントを送る。

4-3 対外告知

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年8月2日	・ 夕方、芸術監督が会見を行い、「展示の変更を含め対処したい」と発言する。
8月3日	・ 午後5時 会長（知事）が記者会見し中止を発表する。 引き続き芸術監督も会見を行う。
8月16日	・ 芸術監督が、「「表現の不自由展・その後」に関するお詫びと報告」を公表する。
8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が、国内外のトリエンナーレ参加作家宛てに以下の内容の書簡を送付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「表現の不自由展・その後」の中止についてのお詫び ・ 9月に「表現の自由に関する公開フォーラム（仮称）」を開催 ・ 10月に「表現の自由に関する国際フォーラム（仮称）」を開催 ・ あいち宣言（あいちプロトコル）の提案
8月26日	・ 知事が定例記者会見において、今後の対応について問われ、作家宛てに書簡を送付したことや、2つのフォーラムの開催、あいちプロトコルの提案について説明する。

5. その後の動き

5-1 不自由展出展作家から意見表明

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年8月4日	・ 白川昌生氏が中日新聞の紙面で表明（2019年8月4日 中日新聞 朝刊） 「『不都合なものはだめ』と悪しき前例を作った。」
8月4日	・ 中垣克久氏が中日新聞の紙面で表明（2019年8月4日 中日新聞 朝刊） 「やるなら主催者は堂々とやるべきだった。作家抜きでの中止決定は間違い。」
8月7日	・ 大浦信行氏がステートメントを発表 ・ 芸術監督から、出品作家への事前の説明がないまま突然の中止に至ったことは、到底納得できない。 ・ 「表現の自由」をないがしろにするものであり、そこに深い議論がされたとは思えない。 ・ 「表現の不自由展・その後」の即時開催を強く要望する。
8月10日	・ キム・ソギョン、キム・ウンソン夫妻がステートメント発表 ・ 「表現の不自由展・その後」を観る権利、展示する権利を奪わないでほしい。
8月15日	・ 安世鴻氏がステートメント発表 ・ 展示場の閉鎖は表現の自由をふさぐ壁である。 ・ 展示中止の報道を流すまで、展示中止についての話し合いも連絡も受けていない。 ・ 「表現の不自由展・その後」の中止を撤回し、展示を再開することを強く求める。

5-2 不自由展以外の出展作家の意見表明やボイコット

年 月 日	主 な 出 来 事
2019年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ トリエンナーレに参加するアーティスト72組が、ステートメントを発表する（9月25日現在88組）。 ・ イヌ・ミヌク氏、パク・チャンキョン氏の2人が、展示を中止をし、展示室を閉鎖しステートメントを掲出する。
8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ CIR（調査報道センター）が、展示室を閉鎖する。
8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の美術雑誌「ARTnews」のウェブサイトには海外作家11人、外国人キュレーター1人が一時的な停止を決めた公開書簡を掲載する。
8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展中の海外作家8組が、展示中止や変更を行う。
9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中功起氏が、展示内容を変更する。
9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展作家35組が、不自由展を含めこれまで中止・変更された全展示の再開を目指すプロジェクト「ReFreedom_Aichi」を始めると発表する。
9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンディス・ブレイツ氏が、展示室を閉鎖しステートメントを掲出する。（ただし、土日祝はこれまで通り展示を行う。）

5-3 海外メディア等による批評

年 月 日	主な出来事
2019年8月3日	・ロイターが、「慰安婦像が脅迫により日本の展覧会で展示中止」と題して報道する。
8月5日	・ニューヨークタイムズ紙が、「その展示は表現の自由をたたえた。そして沈黙させられた。」と題して報道する。
8月6日	・米国の美術雑誌「ARTnews」が、「あいちトリエンナーレのアーティストは、市民が議論を「奪われた」として展示の「検閲」を非難」と題した記事を掲載する。
8月21日	・英国の美術業界誌「アートニューズペーパー紙」が、「検閲騒動が続いているあいちトリエンナーレで、11人のアーティストが展示を中止または修正」と題して報道する。
8月30日	・米国の演劇業界誌「シアタータイムズ紙」が、「あいちトリエンナーレ2019：政治的アート、検閲そして民主主義」と題して報道する。
9月1日	・インターネットニュース「アートデイリー紙」が、「『表現の不自由展・その後』の中止に対する深い懸念」と題して報道する。

(注)日本及び韓国の英語メディアは除く。

5 検証結果

(1) 検証事案について

I 抗議・電凸と政治家発言について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>1 電凸による抗議は具体的にどのような被害をもたらしたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいちトリエンナーレ実行委員会事務局（以下「事務局」という。）及び県庁が受けた抗議は、合計で10,379件（8月1日～8月31日） 電話 3,936件、メール 6,050件、FAX 393件 ・ 脅迫の主な内容については <ul style="list-style-type: none"> ①ガソリン携行缶を持って館へおじゃまします。 ②愛知芸術文化センターへの放火予告のほか、愛知県内の小中学校、高校、幼稚園へのガソリン散布して着火する。 ③愛知県庁等にサリンとガソリンを撒き散らす。 ④高性能な爆弾を仕掛けた。 ⑤愛知県職員らを射殺する。 ・ 上記①のガソリンテロを予告する脅迫FAXに対しては、8月6日に被害届を提出し、8月7日に容疑者が逮捕された。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>2 事務局や県庁は、十分な警備や準備の体制を整備していたのか。</p>	<p>(1) 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局では、展示室の常駐警備員を2名増員し、警備を強化した。 ・ 事務局は、電話での抗議を予め想定し、7月10日に「音声案内装置」を導入し、苦情と通常の電話に振り分けができるよう準備した。また、録音機能も取り付けた。 ・ 7月25日から、苦情専用電話1台を増設した。電話機は25台体制であった。 ・ しかし、8月1日の開幕日から、想定を超える大量の苦情電話が殺到し、設置している電話が全て塞がる状態が続いた。 <p>(2) 県庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁本庁舎においては、8月2日の午後から、苦情電話を専用で受け付ける「コールセンター」を設置し、8台の専用電話で対応する体制を整えた。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>3 電凸被害を防ぐために、事務局、県庁は、不自由展実行委員会から、前広の情報入手や情報交換を行ったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は5月以降何度も打ち合わせを行い、県庁、警察とも十分な情報共有を行っていた。 ・警備については現場の安全対策を最優先に考えて、抗議団体の来訪や街宣車等に対する物理的な妨害行為への対策を講じた。 ・抗議電話の数は想定をはるかに超えていた。電凸という言葉を知っている職員は少なかった。 ・不自由展実行委員会からは、抗議団体や街宣車等の直接的な抗議への対応について、専門家の紹介をはじめ情報提供があり、口頭で伝えられたノウハウについては、問い合わせ窓口の一本化、自動音声案内、通話録音システム、想定問答集、マニュアルの作成、警察との密な連携などを実践した。 ・不自由展実行委員会は「事前に事務局に対して長年培った警備ノウハウを提供したが、実行されなかった」と主張するが、事務局に提供されるマニュアルはA4一枚のみ（別冊資料①に収録）で、また、内容は民間主催の小規模イベントの経験に基づくものであり、トリエンナーレ実行委員会や警察としては、従前から実行している内容であった。（インタビューや各種イベントより） 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
4 一般人が事務局等に抗議をするのも自由であり、何ら問題はないはず。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にはその通り。ただし、常識の範囲を超えるもの（長時間に及ぶもの、反復的なもの、組織的なもの、暴力的・脅迫的なものなど）は業務妨害として犯罪あるいは民事上違法となりうる。 	
5 政治家の発言も表現の自由ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 政治家の発言は、純粋な個人的発言とはみなせない。内容によっては圧力となりえ、（広い意味での）「検閲」とも言っているので、慎重であるべき。また、報道等で広く拡散されることで度を越した抗議を助長する点でも慎重であるべき。 	

Ⅱ 企画について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>6 「過去に展示中止となったものを集め、あえて公立美術館で展示することに意義がある」という考え方はトリエンナーレの目的に照らして妥当か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トリエンナーレは、広く県民が楽しめる企画の祭典だが、海外の国際芸術祭では、社会問題や政治に近接するテーマも数多い。 ・不自由展は「情の時代」というテーマに沿ったものであり、またその規模が限定的であることにも照らし、その企画自体が不適切であったとはいえない。（ちなみに、国際現代美術展に占める割合は、事業費で0.57%、展示面積で0.83%）。 ・政治的テーマだから「県立や市立の施設を会場としたい」という芸術監督と不自由展実行委員会のこだわりは、公立施設が想定する使用目的から逸脱している。トリエンナーレの性格に照らせば疑義がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術監督と不自由展実行委員会は、企画当初から「公立」の美術館での開催に重きを置いていた。この考え方は、ジャーナリストの関心としては理解できるが、トリエンナーレの主旨及び芸術監督に期待される役割に照らし、県民からたちどころに十分な理解を得られるとは思えない。 ・芸術監督は、少なくとも企画素案の当初からあえて公立施設を使いたいという動機を、予め美術館長や会長and/or知事に明かし、その意義とリスクの大きさを比較衡量する機会を設けるべきであった。（いわゆるプロとしてのintegrity=高潔さにかかわる問題だと考えるが、本レポートではここまでにとどめる。）

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>7 県美術館は不自由展に使用許可を出すべきだったのか。他の会場でやることを主張すべきだったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可をする権限は、各施設の長（愛知県美術館長）にある。（愛知芸術文化センター条例第5条） ・ 今回は、2018年11月20日に「愛知県美術館長」が「あいちトリエンナーレ実行委員会会長大村秀章」に対して許可を出した。 ・ しかし、許可はあいちトリエンナーレ全体に対して出されており、「表現の不自由展・その後」の具体的な内容に照らした審査は行われなかった。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>8 県美術館で展示した場合、県美術館はどこまで展示作品の選定や展示方法について関与し、また責任を負わなければならないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県美術館で行われる展覧会には、①美術館主催のものと、②外部の団体等が主催し美術館は展示室を利用に供するだけのものがある。 ・ ①については、展示作品の選定や展示方法を含む企画運営全般に渡って関与し、したがって責任も負う。 ・ ②については、展覧会の主催者は、美術館長の許可を受けなければならない（愛知芸術文化センター条例第5条第1項第1号）。愛知県美術館ギャラリー展示室利用受付許可要領第8条によれば、利用許可をしないとされる事由が列挙されているが、ごく例外的なものを除き、作品の内容を理由とするものは含まれていない。館長は、芸文センター条例等に違反し、またセンターの秩序を乱すような行為があった場合は、利用許可の取消し、または利用中止とすることができる（条例第9条、第10条、上記要領第9条）。さらに、公共の福祉のため、やむを得ない理由があるときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。以上からすれば、②の場合については、展示作品の選定や展示方法については基本的には関与することできず、その責任も負うことはない。もっとも、警備その他施設管理上の問題については、基本的には美術館の責任範囲となるが、状況により主催者側も協力することが求められる。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>9 あいちトリエンナーレにおいて県美術館および学芸員はなぜ主体的な役割を果たさず会場を貸すだけにとどまっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術祭の開催形式は、地域によって一様ではない。公立美術館が中心となる場合もあるが、愛知の場合は実行委員会が主体となり、実質は県庁が主催する形式をとってきた。 ・ これは、愛知芸術文化センターの活用が当初の目的にあったためといわれるが、今回は、県美術館が単に場所を貸しただけで、いわれなき検閲の舞台としていわゆる stigma(スティグマ、汚名)を負うことになった。 ・ また、県美術館の館長やキュレーターの参画も限定的だった。 ・ 今後は、館長及びキュレーターに、もっと積極的な位置づけを与える方式も考えるべき。 	
<p>10 政治性の強い作品の展示を認めると、県や美術館は政治的主張を支持することになるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作品の選定や展示の内容はアートの専門家の自律的判断を尊重した結果であり（キュレーションの自律性の尊重）、その展示をしただけでは、公立美術館やその設置者である自治体が作品から読み取れる政治的メッセージを支持したことにはならない。逆に、県や美術館がメッセージの内容を理由に介入すると、そのメッセージを否定する立場を明示することになってしまい中立性が損なわれるおそれがある。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>11 公立美術館では、あるいは公金を使って政治性のある展示は行うべきではないのではないか（公共事業としてふさわしくないのでは）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アートの専門家がアートの観点から決定した内容であれば、政治的な色彩があったとしても、公立美術館で、あるいは公金を使って行うことは認められる（キュレーションの自律性の尊重）。 ・ これは、国公立大学の講義で、学問的な観点からである限り、政府の批判をすることに全く問題がないことと同じである。 	

Ⅲ 展示作品について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>12 不自由展の展示全体が政治関係、あるいは、特定の思想、傾向に偏っていたのではないか。反対の考え方に立った作品をあわせて展示すればよかったのではないか。あるいは批判する側の視点をあわせて展示すべきだったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全作品23作品のうち、天皇制や戦前の日本に関するものが3割、日韓関係に関するものが約2割を占めるなど、作品の内容は政治性を帯びているものは多い。 ・ しかし、現実の日本の政治や政党を直接的に批判、或いは、礼讃するものはない。また、政治性のない作品（横尾忠則氏の《ラッピング電車の第五号案（ターザン）など》（電車の作品）も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地の公立美術館で禁止とされたものという明確な基準に限定した作品選定をすべきであった。また、今回は展示されなかったがこの基準に合致する全国の作品のリストをパネル展示等で示しておけば、政治的偏向といった批判は受けなかったのではないか。
<p>13 多くの人々が不快だ、心を傷つけられたと問題視する作品は、表現の自由の保護の対象となるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単に多くの人々にとって不快だということは、展示を否定する理由にはならない。芸術作品も含め、表現は、人々が目を背けたいと思うことにも切り込むことがあるのであり、それこそ表現の自由が重要な理由。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>14 大浦信行氏や中垣克久氏の作品は、天皇や特攻隊を侮辱する意図の作品と批判されているが、作者の意図はどうか。</p> <p>(大浦氏『遠近を抱えて Part II』について)</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・法的には、大浦氏、中垣氏が説明している通り、侮辱目的は存在しないし、そもそも、故人に対する侮辱が違法になることは極めて例外的である。なお、昭和天皇は公人中の公人であることにも留意が必要であって、侮辱には当たらないと考えられる。</p> <p>(以下、大浦信行氏インタビューより)</p> <p>「『遠近を抱えて Part II』は、来年公開の98分の新作映画『遠近を抱えた女』から、天皇の写真が燃えているシーンと従軍看護婦の女の子の前作の最後の方の登場シーンを抜き出し、2014年に公開した90分の映画作品『靖国・地霊・天皇』からイメージ部分の映像を重ね合わせて、20分にまとめたもの。」</p> <p>「映像の中で焼かれているのは写真でなく、自分（大浦氏）の版画作品そのもの。焼くことを従軍看護婦の女の子に託したのは、それを焼くことで自分の中に抱え込まれた内なる天皇を燃やすことで昇華させる行為であり、祈りと言ってもいい。」</p> <p>「天皇を批判するために燃やすなどという幼稚なものは芸術の表現ではない。」</p> <p>「版画作品を燃やすシーンが戦争の記憶にまつわる物語のなかに挿入され、観る者に歴史としての「遠近を抱える」ことの意味をあらためて問うことが目的であり、天皇を侮辱する目的ではない。」</p>	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>とき (中垣氏作品『時代の肖像』 について)</p>	<p>(以下、中垣克久氏インタビューより)</p> <p>「作品は、特攻隊でもなんでもない。親族が、海軍兵学校の途中で終戦を迎え、友だち同士で寄せ書きしたようなもの。自分は、特攻隊を揶揄したりは一切しない。と同時に、美化もしない。」 まこと</p> <p>(以下、「月刊『創』2019年10月号」より)</p> <p>「私の作品は平和と生命を尊ぶ真の心を表現したものである。」</p> <p>「私は子供の頃より与謝野晶子の「君死にたもうことなかれ」を暗記させられ<small>まこと</small>正しい、美しい心が育つように育てられた。自分の中の真をすなわち「知」を力一杯表現したものが私の『時代の肖像—絶滅危惧種idiot JAPONICA 円墳—』である。</p>	

出典:「月刊『創』2019年10月号」

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>15 少女像の展示は、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めている主張の正当性を否定することにつながり不適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少女像は、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、中華人民共和国・ドイツ及び台湾、香港、の12か所に設置されている。また、現在設置を計画中のものもある。 ・ 海外では、日韓関係とは無関係にフェミニズム・人権運動の象徴とされる。（例えば、元カリフォルニア州判事ジュリー・タン氏は「この像は、戦争時の性暴力からの女性の解放という現代に続く問題を象徴するもの」と発言） ・ 韓国では各地に存在し、いわゆる民衆美術として、また、民族統合の抽象的なシンボルとして広く親しまれている。一方で、反日的とみなされる政治団体がシンボリックに利用しているという指摘もあり、日本国内に強い反感を覚える人々がいるのも事実である。 ・ 世界、韓国、わが国における、このような多様、かつ中には対立する意味合いを持った作品の場合、展示意図を十分に説明をした上で展示をしないと、左記の誤解を与える可能性が、特に公立美術館においては、極めて高い。 <p>* この他に、フィリピンでは展示できなくなり係争中のものがある。 ** あいちトリエンナーレに関する英字紙報道を受け、「少女像」は、来年、バルセロナに新設・公開されるカタロニア人ビジネスマンTatxo Benet氏の「表現の自由」をテーマにした美術館に収蔵されることが決まっている。</p> <p>“Statue of 'comfort women' pulled from Japan exhibit finds new home” https://reut.rs/2YL2Tfe</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS上で拡散される映像のみを見る人には説明は通用しないので、撮影禁止とSNS上拡散禁止はやむを得ないのではないか。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>16 少女像の展示は日本人に対する一種のヘイトスピーチであり不適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、日本人に対するヘイトスピーチは日本の法律では違法ではない。ヘイトスピーチ解消法の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にも当たらない（検証ポイント52参照）。また、ヘイトスピーチの一般的な捉え方に照らしても、少女像がそれに当たるとは言えない。 ・展示に際しての配慮が不十分であったとしても、それは法的な問題とはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平和の少女像」の制作者であるキム・ソギョン／キム・ウンソン(韓国)は、戦争のない、女性と子供が搾取されない平和な世界をテーマにした作品を制作しており、例えば、ベトナム戦争時の韓国軍の民間人虐殺をテーマにした作品「ベトナム・ピエタ」も制作している。

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>17 繊維強化プラスチックでできた《平和の少女像》(大)の足元の碑と英文キャプションの中に” Japanese Military Sexual Slavery” という記述がある。この記述は「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的考え方*と矛盾するので削除すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1990年代初頭以降日本政府が行った事実調査で発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」を確認できるものではなく、また、政府としては「性奴隷」という表現は事実と反するとしている。一方、この用語については、様々な文脈において、多様な解釈がされ、しかも相互に批判もされてきた。 ・ ところが、今回は展示スペースの制約等の事情もあって、壁面には、原文に加え、単に邦文翻訳のみが併記されたため、批判されたと思われる。従って、作品の説明文にこの用語が含まれる場合には、誤解や懸念を避けるために、こうした複雑な事情をある程度説明すべきであった。 ・ ちなみに、sexual slaveryという英語表現は、1980年代から英語圏で一般的によく使われるもので、人身売買などによって売春を強要された女性全般を指す。また、Japanese militaryというものは、日本軍の拠点においてという意味であり、ただちに日本軍の強制連行を示すものではないと解されている。 ・ また、韓国における” Military Sexual Slavery” という訳語も、日本軍による強制連行を示唆する含意はないとされている。ちなみに、この用語は、1960～70年代に米軍基地周辺で営業していた売春関連のワーカーと第二次大戦中の戦場での慰安婦を区別するため後者を「戦場慰安婦＝ジョンジャンウィアンブ」と呼んでいたところ、それをそのまま英語に当てはめたものと言われている。 	

出典：「韓国・朝鮮半島政治の専門家へのヒアリングに基づくまとめ。」

(注) 「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的な考え方は、「平成31年版外交青書」において「日本政府の立場」として記載されている。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>18 展示室の入り口の表示や仕切りのあり方については、見たくない人への配慮やびっくりさせないような工夫が足りなかったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自由展の展示は、通路ではなく美術館の奥まった場所(A23室)に配置されていた。 ・ また、入口には、トリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会の両者が計5枚のパネルを置き、展覧会の趣旨や注意書きを説明していた。 ・ パネルが5枚もあり、注意書きがL字型のパネル2枚のそれぞれに分散しており、わかりにくかった。 ・ また、パネルの文字はあまり大きくなかった。また、「ご覧になる際は、作家がなぜそのような表現をするに至ったのか、その作品はなぜ展示を取りやめるに至ったかを考えながら鑑賞ください」等、展示の趣旨が一定、説明されているものの、来場者が必ず立ち止まって、それをじっくり読むとは考えにくい状況にあった。 ・ 結果的に来場者の中には、展示の趣旨について十分に理解しないまま、いきなり入って作品を見て驚き、そして批判された方々が一定数いた。(来場者アンケートより) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の自由についてのパネル討論やセミナー、ディスカッション等の企画、イベントの併催も不可欠。なお、ガイドツアーによる鑑賞を前提とする等の工夫は若干予定されていたが、それを大前提とし予算と人員を配置することはされなかった。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>19 開催後に作品の断片的な映像がSNSで流され、来場者以外の一般の人々が目にすることで混乱が広がった。これは、予見できたのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大浦氏の新作映像は20分の全体を鑑賞しない限り作家の意図を理解できない作品である。ところが、映像は、会場入り口の通路の壁に設置された小さなモニターで映されたため、立ち止まって鑑賞すると列を生んだ。そのためやむなく、映像の一部のみを見て立ち去る人が数多く現れた。結果的に多くの人が、作品の意図を十分に理解できず、また、作品の一部だけを見て批判する人が現れた。さらに、一部の画像のみを写真で切り取って、それをSNS上に流す人が出て混乱につながった。 ・ 芸術監督は、リスクを予め想定した会長の指摘によって、写真撮影の禁止を不自由展実行委員会と協議したが拒否された。（2019年6月20日、7月11日） ・ これを受けて、会場には作品や資料の画像・動画をSNSに投稿することを禁止する表示を出した。 ・ しかし、結果的に出品作家全員に徹底されなかった。例えば、Chim↑Pomは、芸術監督に掛け合ったうえで、「作家発ならよい」という承認を得た。そこでChim↑Pomは、7月30日に「SNS推奨」のマークを自身の作品のキャプションに貼付した。得たそれを見て安世鴻、キム・ソギョン／キム・ウンソン夫妻も7月31日に「SNS推奨」のマークを自身の作品のキャプションに貼付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術監督はインターネットやSNSに精通しており、作品の映像がSNSによって流布された場合に起こる混乱を、十分に予見し得たのではないか。 ・ 少女像についてはなされたが、大浦氏の新作映像がもたらすリスクの存在や禁止を含む対策は事務局や会長に対し、前広に相談されなかった。

IV 準備プロセスと役割分担について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>20 各種パンフレットでは、不自由展実行委員会があたかも一出品作家のような位置づけになっているがなぜか。また、どういう実績、経歴を持った団体なのか。なぜこの団体に展示を委ねたのか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自由展実行委員会のメンバーは、2015年に東京練馬区の民間ギャラリー古藤で「表現の不自由展 消されたものたち」という展覧会を開いた実績をもつ団体である。 (15日間で約2,700人が来場) ・ 今回の委員は、アライ＝ヒロユキ氏、岩崎貞明氏、岡本有佳氏、小倉利丸氏、永田浩三氏の5名である。 ・ 不自由展実行委員会による展示は、表現の自由を巡る状況に思いを馳せ、議論のきっかけとすることを目的とするものとされる。 ・ 今回の出典は、2015年に行われた「表現の不自由展 消されたものたち」を評価した芸術監督が実行委員会の永田浩三氏に話をもち掛けて協議が始まった。(2018年6月10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展覧会内展覧会という発表形式はときおり見られる。 ・ 今回の場合、芸術監督は、表現の自由をテーマとする展覧会を自ら企画し、担当キュレーターを指名して、個々の作家と交渉する方法によって展覧会を成立させる方法もありえた。

検証ポイント	わかったこと	備考
(前頁からの続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回出品された全23作品のうち、2015年の表現の不自由展に出品されたものは9作品のみだった。今回は、その後新たに公立美術館などで展示不許可となった等の13作品と新作1点を加えて出品された。 ・結果的に2015年の表現の不自由展に出品されていない作品が過半を占めた。また、2015年よりも規模も大がかりなものとなった。 ・展示作品の中には、公立美術館などで禁止されなかったものや新作が数点入っていた。 ・ヒアリングにおいて、不自由展実行委員会からは、「我々は「検閲」を狭く捉えるのではなく、広く捉えている。例えば、ある表現に対して、事前だけでなく、途中で反対や規制、干渉を受けたものを「検閲」として捉えている。その状況を示して問題を投げかけるのが今回の展示の趣旨と考えている」という旨の発言があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年の出品作品数は資料・映像作品等を含め13点だった。(同展パンフレットによる) ・不自由展実行委員会は自らの展示のスタイルに固執し、柔軟性に乏しかった。また、結果論ではあるが、こうした状況の中、同委員会に展示の全体を委ねる必要性がどこまであったかどうか疑問が残る。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>21 表現の不自由展の開催に向けては、芸術監督、キュレーター、事務局の間でどのように役割が分担されたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約は、トリエンナーレ実行委員会と不自由展実行委員会との間の業務委託契約である。また、事務局、キュレーター、芸術監督の三者が不自由展実行委員会と協力し、四者が作品選定から撤去までの一連のプロセスを行うとされている。 ・ しかし、現実には、芸術監督と不自由展実行委員会ではほとんどのことを協議して決め、キュレーターと事務局はほとんど参加しなかった。即ち、一連の準備は不自由展実行委員会の委員と芸術監督が直に行った。 ・ ただし、警備については、芸術監督と共に事務局も不自由展実行委員会と協議をしていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果として、企画、作品選定段階での専門キュレーターの参画はなかった。 ・ 芸術監督は本来は担当キュレーターを指名し、作業をさせるべきであった。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>22 展示全体のやり方や個々の作品の展示方法、キャプションの製作等にキュレーターチームはどのように関わったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術監督とキュレーターチームは、トリエンナーレ全体の展覧会のあり方をめぐって当初から意見のずれがあった。その後、芸術監督とホウ・ハンルウ氏（キュレーター）の意見対立を契機に、ホウ氏は、キュレーターを辞めコンサルタントへ転向した。（2018年9月30日） ・ 4月11日に、不自由展の出展作品についてはキュレーターチームは関与せず、芸術監督と不自由展実行委員会で担当することになる。また、不自由展には担当キュレーターがつかず、実務を担うアシスタントキュレーターのみがつくことになり、芸術監督が直接、不自由展実行委員会と準備のやりとりをすることになった。また、芸術監督は、一部の作家とも直接、準備のやりとりを行うことになった。 ・ 不自由展実行委員会が執筆したキャプションパネルに掲出する解説テキストを翻訳する事務手続きや、パネルにする造作の手続きは、アシスタントキュレーターが行った。（6月下旬） 	
<p>23 表現の不自由展の作品選定は、誰がどのように行ったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作品選定は、芸術監督と不自由展実行委員会が行った。 ・ キュレーターの関与は、4月の段階で少女像はパネル展示にしたかどうかという、キュレーターチームの示唆があったことと、6月になって、アシスタントキュレーターが、展示位置や作品の搬入方法の確認、貸出し不可の作品等を削る等の作業を行ったが限定的。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>24 少女像の展示については何を見せたかったのか。 「こと」が中心ならパネル展示でもよく、「もの」にこだわるなら、作家の制作の背景やその作品を見るための空間を用意すべきだった。いつ発案があり、どう決まり、出品されたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は、2015年の「表現の不自由展」と同様にブロンズのミニチュア版（小）とFRP版（繊維強化プラスチック（大））が出品された。ミニチュア像は、2012年に、東京都美術館で展示中止（JAALA国際交流展）とされたことを理由に、また、FRP像は、ソウルの日本大使館前のものと同型で、日本政府が撤去要求をしていることを理由に今回の対象作品とされた。 ・今回、不自由展実行委員会は、出展協議の当初から、全体の中心的作品として、上記の大小2つを出品したいと表明していた。 ・4月になって、実際に2作品を選定することになったが、チーフキュレーターは、安全上の理由からパネル展示にするべきとキュレーター会議（4月11日）で意見を述べた。その後も、会長が、芸術監督に対し、「少女像は何とかならないのか、やめてくれないか」、「少女像は、実物ではなくパネルにならないのか」との懸念を不自由展実行委員会に伝えるよう要請した（6月20日及び事務局経由で7月11日）。しかし、不自由展実行委員会は拒否し、最終的に、芸術監督はそれを受け入れた。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>25 大浦氏の「遠近を抱えて」は当初は版画4点のみの出展予定だったが、どのような経緯で映像の新作の出品が決まったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大浦氏の「遠近を抱えて」は、もともと14点組の版画作品である。2015年の「表現の不自由展」ではその中心的作品として、版画1点が出品された。 ・今回の不自由展では、かつて富山県立近代美術館（現：富山県美術館）の所蔵で「86富山の美術」に出品され、その後売却された4点を出品する予定だったが、スペースが狭いことから、前期、後期で2点ずつ展示される予定だった。 ・5月8日、ミーティングにて、不自由展実行委員会から、大浦氏が新作映像もセットで出品したいとの意向が示された。 ・その後、不自由展実行委員会の小倉氏が、新作映像は「検閲」というコンセプトに合わないとの意見を大浦氏に伝えたところ、大浦氏は、検閲された作品としてではなく、芸術作品として鑑賞してほしいという考えを示し、いったん出品の辞退を申し出た。（5月21日） ・5月24日、芸術監督はDVDを入手。5月27日、芸術監督が大浦氏、不自由展実行委員会と会い、版画とセットの関連資料という位置づけで、最終的に出品することに合意した。 ・その後、6月12日に、テスト映写用DVDが愛知県美術館学芸員に、さらに実写用映像がオンラインで送られ、7月末に会場の機材に設置され、内覧会で公開された。しかし、事務局及び会長は、この間、この新作の存在を全く知らされていなかった（会長は8月4日に問題とされた映像の一部を初めて確認した）。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
26 写真撮影の禁止やSNS写真投稿の禁止については、 どういう経緯で提案され、 また実行（or 実行中止） されたのか。	・ 写真撮影禁止については、6月20日、会長が芸術監督との面談の場で提起。芸術監督は、不自由展実行委員会側へ申し入れたが拒否された。さらに7月11日、会長は、写真撮影の禁止とSNS写真投稿禁止について、芸術監督と不自由展実行委員会との連名で大きく掲示するよう申し入れたが、不自由展実行委員会側は、写真撮影ができないなら不自由展全体を取りやめると主張。そこで写真撮影は認め、SNS写真投稿禁止の掲示を行うこととした。	

V 判断や責任体制について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>27 不自由展実行委員会はいちトリエンナーレ実行委員会からの要求を検閲（表現の自由の侵害）ととらえていたようだが、そうなのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、展覧会の開催準備段階では、キュレーターと作家との間で協議がなされ、その際にキュレーターから作家に要請がなされるのは通常のことである。最終的には折り合って決着するものであり、こうしたキュレーションの過程は、憲法上の検閲にも表現の自由の侵害にもあたらない。 	
<p>28 トリエンナーレ実行委員会は不自由展実行委員会との協議の難しさや準備不足に直面し、あるいは今回の事態を想定し、展覧会の開催見送りや練り直しをすべきだったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約のあり方については、5月から協議を始めたが、契約書の書面をめぐる入り口の段階で双方が折り合えず、通常以上に時間を要した。 ・ その結果、契約書に係る協議終了が7月29日と遅くなった。一方で作品の移送は6月23日に開始されていた。そのため、契約の見直しの過程で、開催を見送ったり内容を見直すことが難しくなってしまった。 	
<p>29 なぜ作品数に比べて少額の予算、狭い面積の会場しか充てられなかったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自由展の予算（420万円）は総事業費の0.3%。面積も0.83%にすぎない。 ・ また、予算も全額が企業からの協賛金でまかなえる。 ・ この背景には、準備の遅れによる予算確保の遅れや、展覧会自体を1つの作品と扱っていたこと等の事情があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門のキュレーターのみたてによると、極めて難易度の高い企画であり、質の高い企画をするには、今回の4～5倍の予算、5倍の面積を要したはずとのこと。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>30 予算不足を補うために芸術監督は自らの負担で協賛金を得るための企業廻りをしていたが、なぜ助手のスタッフや必要経費が与えられなかったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術監督は当初、2015年の「表現の不自由展」のような、小規模の展示を想定し、経費は安く済むと考えていた。ところが、実際には、大型作品や海外作品の集荷等の経費がかさみ、想定を超えた。 ・ また、芸術監督は、自ら企業からの協賛金を集めて予算の不足分を補充する予定だったが、不自由展の準備が難航したこともあり、多忙のため十分にできなかった。 (芸術監督インタビュー) ・ 協賛金集めは、芸術監督の業務内容に含まれていない。このため、芸術監督が協賛金を集めるための経費は予算化されておらず、そのためのスタッフも想定していなかった。 ・ 今回、トリエンナーレ全体としてより充実した展示を実現するため、芸術監督自ら働きかけて協賛金集めを行い、予算だけでは不足する作品制作費に充てた。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>31 芸術監督は、自分の会社の負担で、展覧会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自由展実行委員会の希望により、同会側の不安を解消するため、以下の内容の覚書を、芸術監督と不自由展実行委員会の間で交わした。 <ul style="list-style-type: none"> ① あいちトリエンナーレ実行委員会から支払いが行われるまでの間、不自由展実行委員会は、芸術監督に必要経費の立て替えを請求できる。 ② 不自由展実行委員会が作家から提訴されたときは、紛争解決に要した経費を芸術監督が負担する。 ・ あいちトリエンナーレ実行委員会のウェブサイトは、簡易な作家・作品紹介を用意する仕組みとなっている。そこで、詳細については、作家がそれぞれ用意するウェブサイトにリンクを貼ることが多い。しかし本件では、芸術監督が経営する会社が不自由展実行委員会のウェブサイトを作成し、当初はあいちトリエンナーレの公式ウェブサイトにリンクが貼られていた。現在のアドレスは (https://censorship.social/)。これは、参加作家の名前がHP上に発表されないことに不満を持った作家からの要請に応える目的、そして、不自由展実行委員会にウェブサイト構築のノウハウが乏しかったという事情によるとされている。 ・ 以上の事はいずれも不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算不足を解消し、不自由展を何とか実現したかったという芸術監督の熱意は理解できる。 ・ しかし、あいちトリエンナーレ実行委員会は、不自由展実行委員会と業務委託契約を締結する関係にある。その中で、芸術監督が自費とはいえ相手方の費用を負担することは、あってはならない行為である。なお、事務局も、それを知りながら黙認していたことも問題である。 ・ 但し、予算内で収まらない作品は他にも多々あり、それについて、芸術監督が協賛企業から寄付を集めなければならない体制にそもそも無理があった。

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>32 トリエンナーレ実行委員会は準備のプロセスで芸術監督に対し不自由展のキュレーションのやり直し、若しくは展覧会自体の中止を勧告できる危機管理の仕組みを有していなかったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は、後述のとおり、何度も見直しを提案した。しかし、政治家であるため、発言が検閲にならないよう提案にあたってはやり方に配慮した。 ・会場の使用許可は美術館長の権限だが、予め前年のうちにあいちトリエンナーレ全体に付与され、直前に、個々の展示内容を見て判断する仕組みになっていない。また、そうした仕組みは煩雑であり、芸術監督の権限をそぐリスクもあり、現実的ではない。 ・運営会議には芸術の専門家が参加しているが、役割は芸術監督の選任と限定的。また、参与の中にも芸術の専門家はいるが、会長の相談に応じる役割でしかない。また、顧問も会長の側面的助言をするのみであり、積極介入する位置付けになかった。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>33 会長（知事）は今回の事態を想定し、芸術監督に対してあらかじめ必要な指示や助言を行ったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長としては、これまで3回のトリエンナーレと同様に、企画展示の内容については極力専門家である芸術監督に委ねるべきと考えていた。さらに、知事としても、金は出すが口は出すべきでないと考え、また、憲法上の「検閲」にあたるような行為はよくないと考えていた。 ・ ただし、会長として、少女像の実物展示があることについては、安全上の危惧をし、芸術監督に対し、「少女像は何かかならないか、やめてくれないか」、「少女像は、実物ではなくパネルにならないか」、「写真撮影は禁止にできないのか」といった懸念を伝えた。（6月20日） ・ しかし、不自由展実行委員会側には、少女像の展示はするという強い意向があったので、芸術監督は、写真撮影禁止、又は入口付近からの写真撮影のみ許可し、SNSへの掲載禁止で対処する意向を事務局経由で会長へ伝えた。（7月8日） ・ 会長は、事務局を通じて、芸術監督に対し、再度少女像展示はやめてもらえるよう考え直してくれないかと伝えるとともに、写真撮影禁止とSNS写真投稿禁止を、芸術監督と不自由展実行委員会の連名で掲示するよう協議を指示した。（7月11日） ・ これに対し、不自由展実行委員会は、写真撮影は禁止できないが、SNS写真投稿禁止については、あいちトリエンナーレ実行委員会、芸術監督、不自由展実行委員会の3者連名で掲示することを了承した。（7月19日） 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>34 キュレーションの自律性を尊重すべきだが、今回はキュレーションが不十分だった。そもそも、尊重する必要がなかったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮にキュレーションに大きな問題があったとしても、法的には、だからといって芸術部門がすべき展示内容に関する判断を、実行委員会の運営部門や会長、事務局が頭越しに行うことはできない。 	
<p>35 あいちトリエンナーレ実行委員会会長を知事が兼務する体制は、過去3回のやり方を踏襲したものだが、マネジメント体制として適切なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実行委員会の会長を知事が兼務していたことは、構造上の不都合を生みやすい。 ・ すなわち、今回のようにトリエンナーレの展示を（安全上の理由から）中止するという判断を、知事でもある会長が行った場合、あたかも政治権力による介入（検閲）と誤解されかねない。また、芸術監督に対する管理運営上の指示についても、検閲にあたるリスクをおそれ不十分となる可能性が否めない。 ・ 次回以降のトリエンナーレにおいては、会長は民間から登用することが望ましい。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>36 県美術館での展示は「便宜供与」にすぎない。知事の判断でそれを撤回することは可能か。表現の自由の侵害にはならないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確かに、「便宜供与」ではあるが、それを自由に撤回できる（「金も出すが口も出す」）となると表現の自由は実質的に侵害されてしまう。 ・ そこで、首長もキュレーションの自律、美術館の自律性の尊重が求められ、それに反して介入する場合（とりわけ、作品内容を理由として介入する場合）には、表現の自由の原理からして問題がある（広い意味での「検閲」とも言いうる）。 ・ ただし、作家の関係では、表現の自由等の権利の具体的な侵害として訴訟で争えるのは限られた場合である（船橋市立図書館事件参照）。これとは別に、作家との間で契約があれば、契約違反の問題は生じる。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>37 開催前の芸術監督と企画アドバイザーの対談映像(2019年4月8日)がインターネット上で流布している。その中で開会後に天皇の肖像が燃える場面が展示され世間を騒がせることを予想するかなのような発言があったが、芸術監督のあり方として不適切あるいは無責任ではないか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・芸術監督が公表した「2019年8月15日(木)あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」に関するお詫びと報告」という文書に以下の説明があった。</p> <p>〔以下、該当部分を引用〕</p> <p>①「今年4月8日夜に行われた対談番組で、「表現の不自由展・その後」の企画説明をしているときに、いくつかの不適切な発言がありました。」</p> <p>(中略)</p> <p>「もう1つは、番組内で天皇制について東浩紀さんに聞かれたとき、「2代前じゃん」などと答えたことです。なぜこのように答えたのかというと、大浦さんの新作の映像作品では若き日の昭和天皇の肖像写真が燃えているところが写るのですが、まずこの元になった作品が「日本人としての自画像を表現するために昭和天皇をコラージュした作品」という説明を受けていたこと。また昭和天皇は今上天皇から見て2代前の天皇であるため、これを燃やす映像表現であっても、現在の日本の体制に対する反抗等には当たらないと受け止めていたからです。戦後生まれの僕にとって、天皇とは、敗戦によって元首の座を降り、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴となった以降の昭和天皇であ</p>	<p>この発言は、芸術監督が、2019年4月8日の時点で天皇の肖像が燃える場面を含む映像が、発表されることを知っていたように見えるが、それは事実ではなく、たまたま会話中で話したことが後で現実化したという。(芸術監督へのインタビューより)</p> <p>また、芸術監督は、左記の文書内の記述も記憶違いで、4月8日には新作映像が出てくることは全く想定していなかったと回答している。</p>

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>(前頁からの続き)</p>	<p>り、上皇であり、今上天皇を指していました。大浦さんの作品に使われていた主権者としての昭和天皇は、僕にとっては、それ以前の天皇と同じように、歴史的、象徴的な存在だったのです。この点については、そうではない人々が抱く感情についてもっと想いを馳せるべきだったと反省しています。」</p> <p>(URL)</p> <p>https://m.youtube.com/watch?v=6irSZc8JEZ0</p>	<p>気軽な会話にせよ、記憶違いの記述にせよ、後から大きな問題になりうる事柄について、あいまいな発言を積極的に出すことについては、芸術監督としての信頼を大きく損なうものであり、自重すべきである。</p>

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>38 「芸術監督の業務内容等について」という文書（第1回委員会資料参照）によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・芸術監督は以下の諸点において学芸業務の最高責任者としてふさわしくない行動や言動、情報発信を行ったといえる。</p> <p>(1) 本来業務に関する判断、あるいは組織運営上の問題点</p> <p>①不自由展実行委員会のかたくなな姿勢は早くからわかっていたにもかかわらず、自らの個人的関心を優先させ、交渉上、組織としては通常ではありえない判断と譲歩を続け、結果的に展覧会の開催を強行し、中止の事態に陥り、関係各方面に多大な損害を与えるとともにあいちトリエンナーレ及び、愛知県庁に対する県民や協賛企業からの信頼を大きく失わせる事態を招いたこと。</p> <p>②不自由展実行委員会に展覧会のキュレーションを委ねてしまい、結果としてあいちトリエンナーレの期待水準に達しない、また「芸術の名を借りた政治プロパガンダ」と批判される展示をみとめてしまったこと。</p> <p>③(①に関連して)、企画段階からの専門キュレーターの参画を得ず、また最高責任者としての権限を行使して担当キュレーターを配置しなかったこと。</p> <p>④展示に加えてパネル討議やディスカッションなどの併催企画が必要な難易度の高い企画と認識していたにもかかわらず、時間不足と資金不足に陥り、結果的にその準備に至らなかったこと。</p>	

検証ポイント	わかったこと	備 考
(次頁へ)	<p>⑤大型作品の搬入や海外からの作品搬入に伴うスペース不足やコスト増をあらかじめ想定できず、予算の不足を招き、また予定していた協賛金の手当てができなかったこと。</p> <p>⑥芸術監督という多忙な職務にあるにもかかわらず、不自由展にアシスタント・キュレーターをつけずに自ら一部作家との交渉や不自由展の実行委員会との準備に多大な時間を費やしたこと。</p> <p>(2) 背信とのそしりを免れない行為</p> <p>⑦芸術監督はインターネットに精通した専門家であり、展示作品の断片映像がSNS上で拡散される事態とそれがもたらす激しい抗議をある程度、予見し得たはずである。それにもかかわらず早くからその危険性を事務局や会長に警告しなかったこと。さらに展示開始後、一部の作家から写真映像のSNS拡散の禁止はおかしいと抗議を受け、当該作家だけに対し「作家発ならよい」と回答してしまい、結果として他の2作家の追随を招き、ひいてはルールの不徹底に対して来場者からの抗議や混乱を招いてしまったこと</p> <p>⑧本来は不自由展実行委員会が自ら用意すべき展示作品の詳細説明を無償でかって出て、自らが経営する会社のサーバーに用意したこと、また不自由展実行委員会が本</p>	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>(次頁へ)</p>	<p>来、負担すべき訴訟となった場合に発生する費用等の経費を個人で負担する覚書を出していたことは、業務委託先との不適切な関係（いわゆる公私混同）に値する。また、私益を追求した訳ではないが、芸術監督に求められる業務委託先や出品者の公平な扱いの原則から逸脱し、最終的にはあいちトリエンナーレの公正かつ透明な運営に対する県民や協賛企業からの信頼を失わせる行為である。</p> <p>⑨大浦氏の新作映像の内容を知り、またその出品を5月27日に正式決定したにもかかわらず、作品リストに掲載せず、またその事実とそれがもたらす混乱の可能性やリスクを事務局やキュレーターチーム、会長に一切伝えないまま展覧会の開催日を迎えたこと（「善管注意義務の重大な違反」あるいは「悪意ある不作為」とのそしりすら免れえない）。</p> <p>(3) ジャーナリストとしての個人的野心を芸術監督としての責務より優先させた可能性</p> <p>⑩2015年の不自由展の拡大版を「あえて今回公立美術館で開くことに意義がある」と不自由展実行委員会と当初から合意していたが、これは人々が公的機関に期待する役割から逸脱したものであり、いくら芸術祭であるといっても、県民からの理解がたちどころにはえられるとは思われない。また、このことはプロのジャーナリストとし</p>	

検証ポイント	わかったこと	備 考
	<p>て当然、想定し得たはずだが、それにもかかわらず、芸術監督は無理に無理を重ね、キュレーターチームや事務局からの懸念を振り切り、愛知県美術館での展示を強行した。このことはジャーナリストとしてはもしかすると長い目で見た時にひとつの業績になりえるかもしれない。しかし、税金でまかなわれる県の施設を使用する芸術監督に求められるべき当然の分別、あるいはINTEGRITY（高潔さ）を著しく欠いた行為であり、違法ではないが到底、県民の理解はえられない。</p> <p>⑪2019年4月には芸術監督の地位にあるにもかかわらずインターネットの番組内で今上天皇に関し「2代前だから燃やしてもよい」と受け取られても仕方がない発言を行い、その映像が広く流布された。この発言は後の大浦氏の新作映像の出品をあらかじめ知ったうえではなかったものではないとの弁明があったものの芸術監督としては軽率かつ不適切であり、のちにSNS上で同作品の映像が流された際に想定以上の激しい抗議を誘発する一つの原因ともなった。</p>	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>39 今回の事案が発生したそもその原因として、あいちトリエンナーレ実行委員会の組織運営体制やガバナンスに構造的な課題があったのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金を提供する県の代表者と資金を受け取り推進する側の代表者はともに知事である。また、会場を貸す県の代表者と借りる側の実行委員会の代表者もともに知事である。 ・ 各階の会場を貸す権限が美術館長、芸術文化センター長、知事のどこにあるのか規定上わかりにくい。 ・ 実行委員会事務局次長であるトリエンナーレ推進室長の上司は文化部長であるが、実行委員会事務局長は、ラインと無関係の芸術文化センター長となっている。 ・ 美術館長が実行委員会の参与となっているが、県の職員かプロのキュレーターとして入っているのか曖昧である。 ・ 先述の会長を知事が兼務する体制の問題に加え、事務局長を芸術文化センター長が兼務し、事務局を県庁のトリエンナーレ推進室が兼務する体制は、責任の所在がトリエンナーレ実行委員会と県庁のどちらにあるかを曖昧にする弊害があり、根本的に見直す必要がある。 ・ 海外の芸術祭の多くは、常設の財団や企業を有しており、愛知県の場合もこれまでの実績を糧に、今後はそのための、もしくは公益財団法人愛知県文化振興事業団主体の運営に変えていくことを検討する余地がある。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>40 芸術監督に全権を与えず ぎではないか。その判断を 補佐し、あるいはチェック する仕組みが必要ではない か。また、芸術監督選出の プロセスを見直すべきでは ないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術監督を管理監督するのは会長となるが、多くの場合、 会長はアートに関する専門知識をもたないため、関与に は限界がある。また、自由裁量に委ねるべきでもある。 また、会長は政治家であり、検閲にあたるリスクを常に 意識する必要があるため、チェック機能に限界がある。 ・ 今後は、例えば芸術監督を指名する際にあわせて会長直 轄のアドバイザーを任命し、適宜相談と助言を行う体制 をとることが考えられる。あるいは、チーフ・キュレー ターにより大きな対抗的権限を与えること等も考えられ る。 ・ 現実には、芸術監督選考委員会が指名の際、あるいは直 後に、個々の芸術監督の専門領域、個性や仕事のスタイ ルによってその体制を提案すべきと思われる。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>41 芸術監督の企画の是非は実質的には部下となるチーフキュレーター以下のキュレーターチームとの議論で一定の吟味はされているが、チェックの体制が不十分ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キュレーターの業務内容を把握・理解し、会長のマネジメントを専門的見地からサポートする体制として、「諮問委員会（場合によっては『アーツカウンシル』と命名）」のような組織をトリエンナーレ実行委員会の中に設置することが考えられる。（A案）。 ・あるいは、A案の機能に加えて愛知県の文化政策全般に関しても、助成金の審査・提供や、文化施策の実施を専門的知見に基づいて担う組織として、「アーツカウンシル」を設ける方式も考えられる。（この「アーツカウンシル」が上述のトリエンナーレの「諮問委員会」を兼務する）（B案）。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>42 展示のあり方においては、美術館としての自律性、独立性が担保されるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来に向けては、美術館が大学などと同じように自治権を認められた、独立性を担保された機関へと移行していく方策を考えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、日本の国公立美術館の館長人事では、専門人材よりも自治体施設の管理能力を重視した人事が行なわれる場合がある。この場合、キュレーターの自立性や展示作家の意思の尊重よりも、施設管理上の都合が優先されることがあり、それが検閲的とみなされるリスクがあることにも注意。

Ⅵ 中止について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>43 中止の判断は安全上の理由のみによるのか。河村市長らの発言による影響はないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抗議の中にはテロ予告、脅迫、恫喝等の電話があり、また、「ガソリン携行缶をもって来る」というFAXが届いた。こうした諸般の状況を総合的に勘案し、安全に展覧会を運営することが難しいと考え、8月3日（土）までの展示とした。 ・なお、河村市長らの発言による直接的影響はなかったが、TVメディア等を通じた同氏らの対外的発言によって、電凸等が激化した可能性がある。 	<p>河村市長は会長代行であり、主催者側の一員である。もしも、展示内容に対する疑義が生じたならば、いきなりマスクミを通じて問題提起をする前に、会長に申し入れ、協議するべきであった。</p>
<p>44 海外アーティストは中止の決定は一種の検閲ととらえているがなぜか。またその理解は妥当か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外アーティストの多くは、本国で弾圧、検閲を受けており、日本で起きた本件に出展したアーティストに共感した。 ・今回の中止は、電凸攻撃等の被害など安全上の理由により中止したものではあるが、海外のアーティスト達は、理由にかかわらず、広義の「検閲」と解釈している。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
45 中止の決定は不自由展実行委員会との契約違反にあたるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理上の正当な理由に基づく中止であり、事前に十分に協議をした上での判断であり、契約違反に当たらない ・ 今回の検証結果を前提とすれば、中止はやむなしと考えられる。また、今回は、一方的な中止決定とは言えない（4-2の事実関係を参照）。 	<p>実行委員会会長と不自由展実行委委員会の5名との間の契約書では、「甲〔実行委委員会会長〕は、災害が発生した場合又は乙〔不自由展実行委員会〕等が第三者権利侵害等の違法行為を犯した場合、出品作品の展示が不適當となったと判断したときには、出品作品の展示を中止することができるものとする。」（第1条第7項）と定められている。</p>
46 中止の決定は検閲（表現の自由の侵害）ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理上の正当な理由に基づく中止は、広い意味でも狭い意味でも「検閲」（表現の自由の侵害）には当たらない。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
47 中止の決定は市民の知る権利の侵害にあたるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理上の正当な理由がある場合にはそういけない。また、抽象的にはそう言えたとしても、訴訟としては成立し難い。 	
48 再開しない場合、どのようなリスクが想定されるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室が閉じられた状態のまま閉会すると、次回以降のあいちトリエンナーレはもちろんのこと、横浜をはじめ国内の各地で開催される芸術祭、さらには国公立美術館への海外作家らの出展拒否につながりかねない。また、気に入らない文化イベント等は、電凸攻撃や脅迫によって中止に追い込むことができるという悪しき前例をつくることになり、好ましくない。 (特に名古屋、大阪、神奈川等の国公立美術館) 	

VII 憲法、法律関係

(注) 不自由展をめぐる今回の事案には、様々な主体が関わっており、多様な法的な論点がある。またそれは、大きな視点と小さな視点（個別の論点）から分析可能だが、小さな視点についてはⅠ～Ⅵで説明し、このⅦでは、大きな視点として主に「表現の自由」について解説する。詳しくは小さな視点も含め、別冊資料①の全体図を参照のこと。なお、表現の自由がストレートに問題となる場合は限られるが、背景には大きな視点としての表現の自由の理念があることに注意。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>49 表現の自由はなぜ重要なのか。</p> <p>(次頁へ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法第21条第1項は表現の自由を保障し、第2項は検閲を禁止している。表現の自由は憲法の保障する基本的人権の中でも重要なものであり、よほどのことがない限り制限することはできないと考えられている。 ・ 表現の自由がなぜ重要なのか、その理由には様々なものがあるが、主なものとして次の2点がある。 ・ 第1に、表現の自由は、他の基本的人権と同様に、人がその人らしく生きていくために不可欠な自由だからである。人は誰も、社会に向けて訴えたいこと、発信したいことがあるはずである。特に、社会の多数派の常識と異なる考えを持つ人々は、多数派の同調圧力にさらされて生きづらさを抱えがちであり、その表現の自由を尊重する必要性はとりわけ高い。また、発信された表現に接した人々にとっても、考え、視野を広げるきっかけとなる（「知る権利」）。こうしたことは、社会の多様性を尊重することにもつながる。 	<p>日本国憲法第21条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(続 き)

検証ポイント	わかったこと	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> 第2に、表現の自由は、民主主義社会にとって不可欠な自由であるからである。社会をより良くするための政策論議には、「不都合な真実」も含めて率直な議論が必要である。また、監視なき権力は必ず腐敗することからすると、権力批判のための表現の自由も重要である。表現の自由なくして民主主義社会はない。 	
<p>50 表現の自由は絶対なのか。「公共の福祉」に反する表現は許されないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現の自由が重要だといっても、絶対的なものではなく、制限が許される場合もある。憲法も「公共の福祉」に反する場合には人権を制限できることが定められている(13条)。しかし、次の2点に注意が必要である。 第1に、直前の項目49で述べたように、表現の自由は重要な人権であり、制限が許されるためには、それに見合った理由(どのような意味で「公共の福祉」に反するのかを明確に特定する必要がある)が必要である。単に、漠然と「公共の福祉」に反すると思うとか、一定範囲の人々が不快に感じるという理由では表現の自由を制限することはできない。 第2に、仮に「公共の福祉」に反すると思われる表現があっても、法令上の根拠がない限り、規制することはできない(マイノリティに向けられた一部のヘイトスピーチはその例になりうる)。言い換えると、これまで述べた意味で「公共の福祉」に反する表現があるとしても、それが法令で規制されて初めて、実際に違法になる。 	<p>日本国憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>

検証ポイント	わかったこと	備 考
51 キュレーションは検閲なのか。「検閲」とはなにか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「検閲」という言葉は、人によって非常に異なる意味で使われ、しばしば混乱を招く。憲法第21条第2項で禁止される「検閲」は、かなり狭い。最高裁は「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止すること」として、極めて狭く捉えている（札幌税関事件）。その代わり、この意味での「検閲」に該当すれば絶対的に禁止されるとする。 ・これに対し、社会一般では、表現の自由に対する制限のことを広く「検閲」と呼ぶことがあるのも事実である。しかし、憲法第21条第2項の「検閲」はこのような意味ではない点に注意が必要である。 ・キュレーションは、狭い意味でも広い意味でも、「検閲」には当たらない（項目34参照）。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>52 日本国憲法の表現の自由は、いわゆるヘイトスピーチを禁じているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本も加入している（ただし、一部を留保している）人種差別撤廃条約では、いわゆるヘイトスピーチを禁止すべき旨の規定（第4条）があるが、国内法ではヘイトスピーチを一般的に規制する法律はなく、したがってヘイトスピーチの法律上の定義はない。 ・ ただ、関連するものとして、いわゆるヘイトスピーチ解消法（正式名「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（・・・）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」とする。なお、今回の展覧会で仮にいわゆる反日的な表現があったとしても、この「不当な差別的言動」に当たることは、その定義上あり得ない。ましてや、特定の作品を解釈した者が、ヘイトスピーチ的だと感じただけでは違法とはならない。 	

(2) 世界の動きとの比較分析

I 国際芸術祭について

検証ポイント	わかったこと	備考
53 そもそも芸術祭とは何か。国内各地で2000年代から芸術祭が開催されているがなぜか。愛知の場合、何を目指しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術活動が多様化し、国際現代美術展のほか、映像プログラム、パフォーマンスアーツ、音楽プログラムなど、ジャンルを超える広がりをもってきたことが大きい。 ・ また、芸術活動を支援し、文化交流を促進することが、都市の魅力づくりや地域活性化、観光事業にとって、効果的な方法と考えられるようになったことも大きい。 ・ あいちトリエンナーレは先端的な芸術表現の紹介と芸術文化による活力ある地域づくりの両方を目指している。 	
54 なぜ多くの外国人アーティストを日本の芸術祭に招へいするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術祭のメインコンテンツは現代美術だが、“現代”、つまり“contemporary”とは同時代性を意味する。地域を越えて同時代の創造的実践を俯瞰・共有することが現代美術にふれる醍醐味であり、自ずと国内外の多くの地域からさまざまなアーティストを迎えることが、魅力ある芸術祭づくりの必須条件となる。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>55 あいちトリエンナーレは、県民のためのものだが、世界各地の芸術祭とはどういう関係にあるのか。</p>	<p>・最も伝統ある芸術祭はヴェネツィア・ビエンナーレ（1895-）。国別参加で表彰システムがあり、世界の美術のオリンピックと言ってもよい。また、1955年に始まったドクメンタ（カッセル、ドイツ）が有名で、ナチス・ドイツ期の文化政策への反省を起点に、前衛的・進歩的な芸術表現の支援を打ち出してきた。東アジアでは光州ビエンナーレ（1995-）が有名だが、これは、1980年の光州民主化運動の精神を受け継ぎ、新しい文化的価値を世界に発信する場として設立された。その後の上海、台北、越後妻有、横浜、釜山、愛知等での開催に影響を与えた。あいちトリエンナーレは2010年に始まり、今年で4回目を迎える国内最大規模の国際芸術祭である。</p>	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>56 芸術祭で政治的・社会的な主題・内容を扱ってよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世界的に有名な芸術祭の中でも、ドクメンタ（ドイツ）や光州ビエンナーレ（韓国）は、常に現代史と向き合うテーマを掲げる。 ・そもそも近年では、世界的に芸術活動や作品のテーマが社会問題・政治的緊張を直視しており、芸術祭にもその流れが広がっている。（参考：「展覧会はますます知的・文化的・社会的・政治的な調査と表現の手段となっている」（J・ホフマン『ショウアップ：影響ある現代美術展50選』2014））。 	

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>57 海外の芸術祭において、今回のように、アーティストが、自作の展示中止を訴えることはあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のあいちトリエンナーレ2019と類似する事例は、「光州ビエンナーレ20周年特別展（2014）」である。同展出品予定作品において、作家のホン・ソンドムはパク・クネ大統領（当時）を風刺した。これに対して、光州広域市側は修正を求めたが、作家が拒否したため、展示自体が取りやめとなった。そこで、これに抗議してチョン・ヨンチャン、イ・ユンヨブ、ホン・ソンミンらも自作を撤去した。 ・ ほかに、近年の展示中止あるいは中止要求の事例は多々ある。例えば、アイ・ウェイウェイ「破裂」（ファウルスコウ財団、コペンハーゲン、2016）、ホイトニー・バイエニアル（ホイトニー美術館、ニューヨーク、2019）、ナン・ゴールディン展（ナショナル・ポートレート・ギャラリー、ロンドン2019）などがある。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>58 アーティストが展示中止をすると美術館や芸術祭の運営上、どのような影響があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該作品の展示中止のみならず、他の作家が連帯して抗議しボイコットする場合には、芸術祭の運営に大きな支障をきたす。 ・また、他の芸術祭・展覧会に展示ボイコットや辞退が波及する懸念もある。 ・日本の場合は、外国人アーティストの撤退や展示中止の影響が大きく、中期的には国内の芸術祭・展覧会の内向化・唯美化が進み、国際的な芸術文化状況から孤立する恐れも出てくる。さらに、中長期的には、日本の美術館自体の国際的な信頼の低下や、芸術文化交流の機会の減少に至るリスクもある。 	

Ⅱ 表現の自由について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>59 海外でも美術を巡る表現の自由の問題は起きているか。起きているとしたら、それはどんな国の場合か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かなりの頻度で起きている。命を脅かされるような重大事件は全体主義的な国家や宗教法が支配する国で起きている。加えて、国際芸術展や美術館などの文化施設において、出展作品の解釈を巡って作家やキュレーターと鑑賞者（政治家を含む）の意見対立は、先進国においても珍しくない。 ・世界の芸術に関する検閲を調査するNPO団体フリーミューズ（スリラック・プリパットCEO、コペンハーゲン）の報告書「The State of Artistic Freedom 2019」によれば：80ヶ国を対象として673の事例を検証した結果、ブラジル、パキスタン、バングラデシュで計4名の芸術家が殺害され、11ヶ国で14名の芸術家が襲撃され、13ヶ国60名のアーティストが投獄（スペイン14名、中国11名、トルコとイランで9名ずつほか）、25ヶ国97名（トルコ20名、キューバ19名、ロシア11名、中国6名など）の芸術家が迫害を受けた。また、2018年、60ヶ国において286件の検閲が確認され（中国15件、アメリカ47件、ロシア24件）、10名が明確な理由なくテロ対策の一貫ということで逮捕され、19名のアーティストが収監された。また、ベラルーシ、エジプト、ジョージア、イスラエル、ニカラグア、ロシア、スペイン、トルコ、アメリカ合衆国などで、テロ対策、宗教やイデオロギーの原理主義者への予防的措置という理由で表現の自由の抑制が行なわれたとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の場合、そもそも展示施設が国公立の場合が多く、利用規則などにより、そもそも展示許可がおりない場合が多いと思われる。 ・しかし、今回の不自由展の各作品例のように展示後の撤去やあとで抗議を受ける等の事例もある。また、そうしたことを見越して、予め自主規制やいわゆる自己検閲をしている例もあると思われる。 <p>https://freemuse.org/wp-content/uploads/2019/03/saf-2019-online.pdf</p>

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>60 先進国においては、どんな表現について誰が問題とするのか。</p>	<p>(アメリカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカにおいては建国以来プロテスタント的禁忌の意識による禁止の事例がしばしばみられ、20世紀後半になっても現代美術におけるキリスト教のイメージと扱いを巡る事案、及び、ヌード（特に男性器の露出や小児の描写）や同性愛者を肯定的に描いているイメージが問題となることは多い。 （別冊資料③） ・アメリカにおける典型的な抗議者は、保守系キリスト教団体と彼らを支持基盤とする共和党タカ派議員がほとんどである。 <p>(欧州)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパにおいては2014年に、バルセロナ現代美術館の館長だったバルトロメウ・マリがInes Doujakの“The Beast and the Sovereign”展で旧植民地と宗主国の関係を批判的に描いた立体作品”Not Dressed for Conquering”でスペインの当時国王ファン・カルロス1世、ボリビアの労働運動指導者、そこに獣の象徴としてジャーマンシェパードが加わったソドミーとの獣姦行為が描かれた作品を不適切として展示を中止し、企画担当キュレーター2名を解雇した。この事例は「検閲にあたる」として世界的スキャンダルとなったが、展示は後に再開され、マリは辞任した。この影響でマリは2015年、打診されていた韓国の国立近現代美術館（MMCA）の館長就任が危ぶまれる事態となったがそのまま就任。ただし、2018年に契約延長は行なわれず、館を去った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の場合は宗教が理由になることは稀。また、公共施設で問題とされるのは政治的（もしくはそう見られることへの懸念）によるものがほとんどである。なお、ヌード、同性愛などをテーマにした作品への忌避感も強いように見える。 ・トランプ氏が大統領に就任した2016年を境に「テロ対策」の名の下に欧米先進国でも規制の対象が広がりを見せていることにアート関係者は懸念を深めている。 ・作家の出身国が以前に比べて多岐に渡り、女性作家が増え、作家たちのバックグラウンドも少数民族やLGBTIなどの多様化が進んでいる。日本での展示構成を考える際にも、これらの要素を意識して、偏りのない人選、作品選びをしていかななくてはならない。

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>61 美術館の館長などが君主や政治家、有力者などに忤度して展覧会を中止した場合のリアクションはどういうものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えばアメリカのワシントンDCで、共和党議員らに忤度したカタチでメイプルソープ展の中止を決定した当時のコーコラン美術館・館長のChristina Orr-Cahill氏には共和党からは賛辞が送られたものの、全米の美術界からは激しい批判が浴びせられた。その結果、同氏は「館長としての私自身の行動を心から恥じる」「美術館の館長たる者はアートとアーティストの表現の自由を守ることこそが使命である」として職を辞した。 ・ また、先述のバルセロナ現代美術館の館長バルトロメウ・マリ氏のケースも同様。 	

検証ポイント	わかったこと	備 考
<p>62 ある国で、検閲等が問題となった場合、他の美術館やアーティスト、キュレーター、メディアに対してどう反応するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に途上国のアーティストたちは、検閲を受けた他のアーティストが展示施設への連帯と支援を表明する。また、メディアも表現の自由を重視する立場から支援キャンペーンを行なうことが多い。 ・キュレーター、アーティスト、ジャーナリストは、世界中の国際芸術祭や作品の国際的な流通を介して普段から密接な交流がある。そのため、どこかの国の美術館で一度問題が起きると、ニュースや悪評があつという間に世界に広がり、大きな影響を及ぼすことになる。 ・なお、アジアや中東地域を含め、世界の国際芸術展では政治的な要素の強いテーマを果敢に選び、出展作家に対し「メッセージ性の強い作品を出展して欲しい」と呼びかける場合もある。日本の芸術祭は自治体が関与する場合が多いが、こうした世界の動きの中で従来型の「楽しい地域の芸術祭」に留まりにくい時代に入っている。受け手（観客）への継続的な鑑賞教育、啓蒙活動を通じて世界のトレンドを理解した上でのトリエンナーレへの支持（キュレーションへの信頼）を築いていくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近ではトランプ氏が大統領に就任した2016年頃を機に、「テロ対策」を理由に表現の自由を規制しようという動きが出てきている。

(3) まとめ

(現状確認)

1. 8月1日～3日は、展示室内はおおむね冷静だったが、入口の外には抗議の人が集まり、職員が留めた。見ていない人がSNS上の断片画像を見て、抗議を超えた脅迫等の犯罪行為や実行委員会事務局のみならず県庁さらには学校等を含む出先機関への組織的かつ大量の電凸攻撃に及んだ。

— 学校や福祉施設の脅迫まであり、県警が注意喚起。逮捕者2名。

— 電凸攻撃（電話 3,936件、FAX 393件、メール6,050件 合計10,379件 2019年8月1日から8月31日までの件数）による業務妨害、精神的苦痛等

— 名古屋市長や作品を見ていない県外政治家の抗議が報道され、抗議が拡大

2. 批判内容は「芸術の名を借りた政治(あるいは反日)プロパガンダ」「展示が政治的に偏向」「昭和天皇や特攻隊員への侮辱」「公金、公的施設の使い方としておかしい」等が多かった。

—作品レベルでは主に3つに批判が集中：①キム・ソギョン／キム・ウンソン「平和の少女像」、「平和の少女像ミニチュア」②大浦信行「遠近を超えて__Part II」③中垣克久「^{とき}時代の肖像—絶滅危惧種idiot JAPONICA 円墳—」

—県庁のあり方批判：公立美術館で、あるいは公金を使って政治性の強い(あるいは偏向の)展示をすべきでない。

3. 二次的影響にも配慮が必要な状況

—安全上の理由から不自由展はやむなく中止(8月3日)

—悪しき前例や自主規制を誘発するリスク

—不自由展の作家のみならず、それ以外の作家が抗議とボイコット(8月6日～)

—海外作家等は「検閲」と批判。今後のあいちトリエンナーレのみならず国内の芸術祭、国公立美術館への海外作家の出品拒否を誘発しかねないリスク

(芸術祭全体について)

4. あいちトリエンナーレは過去3回の成功実績の上に、今回は政治・ジャーナリズムとアートの融合という先端領域に挑戦。芸術監督にジャーナリストの津田大介氏を選出した。これまでもキュレーター以外からの起用で成功しており、人選自体に問題はなかったと思われる。

－「情の時代」というテーマの妥当性と先進性

－不自由展のみならず全体に「政治」という扱いにくいテーマを扱った先進性は高く評価

－アートとジャーナリズムの融合におおむね成功

5. 芸術祭全体としては今のところ不自由展問題を除けば成功している。

－9月22日現在、入場者数約44万人（前回は約2割上回る。）

－現代的で時代性を帯びた企画、作品が多く、各方面から高評価

(不自由展の企画と展示の妥当性)

6. 過去に禁止となった作品を手掛かりに「表現の自由」や世の中の息苦しさについて考えるという着眼は今回のあいちトリエンナーレの趣旨に沿ったものであり、妥当だったと言える。

ー過去に出展中止となった作品を収集、展示するという企画基準は明確

ーアートを通じたジャーナリスティックな問題提起を目指すという意欲的取組：「アートはこの世界に存在するありとあらゆるものを取り上げることができる」「グレーでモザイク様の社会をシロとクロに単純化しない」等の考え方

ー2015年に民間ギャラリーで行った実績に注目し、そのコンセプトを拡張

7. しかし出来上がった展示は鑑賞者に対して主催者の趣旨を効果的、適切に伝えるものだったとは言い難く、キュレーションに多くの欠陥があった。

① 作品選定への疑問

ー過去に公立美術館で禁止になっていない作品や新作等が混じり、コンセプトからズレが生じた。

ーその上に政治性を帯びた作品が多かったため「政治プロパガンダ」という印象を与えた・性的テーマの作品等が入れられなかった。

② 特に強く批判を浴びた3つの作品はいずれも作者の制作意図等に照らすと展示すること自体に問題はない作品だった。しかし作品の制作の背景や内容の説明不足（政治性を認めたいという偏りのない説明）や展示の場所、展示方法が不適切、すなわちキュレーションに失敗し、またSNS写真投稿禁止の注意書きを無視する来場者が続出したため来場していない人たちから強い拒絶反応と抗議を受けた。

- 「少女像」は世界各地では女性解放の、そして韓国内では民族自立のシンボルとして親しまれる民衆芸術で、作者は平和を祈るために制作と説明。しかしソウルの日本大使館前の像など政治プロパガンダに使われた現実があり、十分な説明がないままに見せると誤解はもとより理解不足による批判を浴びることは必至だった。
- 大浦氏の新作映像は20分の動画だがSNSで流通した「昭和天皇」の肖像画を燃やす場面だけを見た人が問題視し、天皇侮辱を目的とする作品と誤解し激しく批判した。
 - ・ 実は33年前に富山県立近代美術館（現：富山県美術館）で展示後に図録から排除された自作作品の版画を燃やす光景であり従軍看護婦の悲しみや戦争の悲惨さを描く中で戦前の日本国の象徴としての人々の心の中の天皇をビジュアル化したものだった。
 - ・ 展示室の入口付近の混雑する通路の壁の小さなモニターで写されており、落ち着いて全体を鑑賞できる環境になかった。
- 「特攻隊」を侮辱したと批判された中垣氏の作品「時代の肖像」の頭頂部にある日章旗の寄せ書きは作者の親族が所有しており、特攻隊とは無関係だったが、誤解した人々が間違った解説を流布させた。

- ③ 会場内の「不自由展」の全体の見せ方についてもキュレーションが圧倒的に不足していた。
- 大型作品の大きさを見誤ったほか、そもそも作品数に比べ、会場が圧倒的に狭いため詰まった印象を与えた。
 - 大きな作品から配置していった結果、資料コーナーが奥になり、かつ、小さくなった。また、美観の問題や翻訳料の制限からキャプションやパネルに制約がかかった。
 - 入口の狭い通路に20分の映像作品を配置した問題（先述）
 - 過去に展示禁止となった経緯、歴史などの説明が不十分・・年表、資料ファイルは用意されたが小さな文字のキャプションだけでは伝わりにくく、また、キャプションの翻訳に誤解を生みかねない表現があった。
 - 「不自由展実行委員会」の活動や内容に関する情報公開が不十分だった。例えば2015年の自主企画の沿革説明や代表者のあいさつ等が分かりにくく、構成メンバーのメッセージや役割、経歴等も不明だった。
 - 会場は奥まった場所に配置されたが、入口に5枚ものパネルが貼られ、SNS写真投稿禁止や見たくない人に対して不快感を覚える可能性を事前に十分に警告できなかった。

8. 混乱を防ぐために入口に「SNS写真投稿禁止」と表示したが、それでネット上の流布を抑止できるという想定はそもそも非現実的だったし、それでも徹底して禁止するという仕組みを考えなかった。例えばSNS写真投稿禁止を徹底するには写真撮影の禁止が不可欠のはずだが、それについては不自由展実行委員会の拒否に接し、芸術監督らは容認してしまった。また、3組の作家（Chim↑Pom、キム・ソギョン／キム・ウンソン、アン・セホン）は勝手にOKとするステッカーを貼ったが芸術監督はそれを許した。総じてSNSによる拡散を抑止しようとする意欲と決意が希薄だった。

9. 予算不足と準備の時間の不足が重なり、シンポジウム等の事前のエデュケーションプログラムが企画されなかった。また、展示をガイドツアーで行う等の工夫を考える時間的余裕もなかった。

— 「表現の不自由」は憲法や民主主義の原則に根差すものであり、基礎知識を必要とするテーマである。一般来場者の多くが“禁止されたことのある作品”を見ただけでは理解しにくいテーマだった。

— 表現の自由がなぜ重要か、あるいはなぜ規制されるのか、両方の視点を理解するためのビデオ教材やセミナー等が必要だった。

— 本来は少女像に関するトークイベントや生パフォーマンスを予定していたが、財源問題、準備のための時間不足によりうやむやになった。

10. 展示された23作品の過半が実は2015年の「不自由展」に出されなかったものだった。それにも関わらず芸術監督は不自由展実行委員会に「展覧会内展覧会」の形式で展覧会の開催を業務委託したが、他の方式を事前に検討しなかった。
- 不自由展の実行委員会は、写真撮影の禁止と少女像をパネル展示に代える等の提案を早くから拒絶。その段階から芸術監督は混乱を回避するため企画を断念、あるいはキュレーターチームの協力を得て他の方法での実施を検討すべきだった。
 - 芸術監督は、例えば担当のキュレーターを指名し、作家と個別に交渉し、自ら展覧会を作り上げる等の正攻法をとりえた。しかし不自由展実行委員会との交渉開始が遅く、時間が無くなった上にどうしてもやりたいという熱意のもとで通常ではありえない妥協を重ね不自由展実行委員会への業務委託方式にこだわった。その結果、当然の結果として大きな混乱を招き、実施団体や県庁のみならず、作家や愛知県美術館や協賛企業等、幅広い関係者等に多大な損害を与えた。

(準備プロセスの問題)

1 1. 誤解を招く展示が混乱と被害をもたらした最大の原因は、無理があり、混乱が生じることを予見しながら展示を強行した芸術監督の行為にある。そしてその背景にはそれを許す組織体制上の数多くの欠陥があった。

(1) 不自由展の企画段階で専門のキュレーターチームが参加しなかったこと

— 全般的に当初から芸術監督とキュレーターチームは意見が不一致。その結果、不自由展については芸術監督が不自由展実行委員会との連絡、調整を自ら担当。さらに3人の作家に自ら出展を依頼、交渉も行った。

(2) 不自由展の準備においては警備を除いて関係者間のチームワークができなかったこと

— 契約書の「作品選定は芸術監督、キュレーターチーム、事務局（記述上は形式的に会長と記載）、不自由展実行委員会の4者で行う」旨の定めから逸脱

— 不自由展実行委員会は多くの調整ごとを検閲とみなし、拒否。その結果、円滑な協力と連携の体制が取れなかった。

— その結果、芸術監督は明らかに混乱をもたらすと予見できる大浦氏の新作映像の出展を不自由展実行委員会及び作家だけと進め、キュレーターチームや事務局、会長には事前に一切通報も相談もしなかった（投影準備の作業担当者を除く）。その結果、大きな混乱が発生するのを見過ごした。

(3) 芸術監督には多大な権限が与えられ、判断ミスや錯誤を抑止する仕組みが用意されていなかった。一方で報酬は極めて低く、人事裁量権に乏しく、協賛金集めのための経費すら自己負担を強いる状況にあった。

— 芸術監督の選定委員会（2017年6月）において「キュレーション経験のない芸術監督をバックアップする体制が必要」と言われていたにもかかわらず、体制不備のまま準備が始まった。

— 芸術監督はジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった。キュレーターは部下でしかなく、アート面で同等の立場で助言し、あるいは牽制する仕組みがなかった。

- 1 2. 芸術監督の不適切な判断や行動に起因する今回のようなリスクを回避・軽減する仕組み（ガバナンス）があいちトリエンナーレ実行委員会及び県庁に用意されていなかった。
- 芸術監督の上で会長（知事）は全体を掌握する立場にあるが、政治家であるため日本国憲法第21条の表現の自由及び検閲禁止の規定に縛られ、展示内容については芸術監督にすべてを委ねざるを得ない立場にあった。
 - 会場の県美術館は今回の事件がもたらす混乱とブランドの棄損を被ったが、本来は事前に危機やリスクを察知し、会場として貸さない、あるいは条件付きで貸す等の措置をとっていた。しかし、慣行上、あいちトリエンナーレにおいては館長の権限が事実上行使できなかった。
 - 芸術監督の仕事の進め方について疑義や難題が生じた場合、あいちトリエンナーレ実行委員会の顧問や参与（美術館長等）、資金を提供する県庁が助言あるいは牽制すべきだが介入する根拠規定がなかった。
 - あいちトリエンナーレ実行委員会において芸術監督は最高責任者と位置づけられているが、あいちトリエンナーレ実行委員会の事務局は、県庁内の一部門を兼ねており県庁の指揮命令系統の中で仕事をする仕組みになっていることから、建前と実態が乖離していた。

1 3. 不自由展は不自由展実行委員会との協議を経て開催3日を経て中止された。なお、これは脅迫や電凸等の差し迫った危険のもとの判断でありやむを得ないものであり、表現の自由（憲法第21条）の不当な制限には当たらない。

(再開に向けて)

1 4. 条件が整い次第、すみやかに再開すべきである。

—脅迫や電凸等のリスク回避策を十分に講じること

—展示方法や解説プログラムの改善・追加

・例えば大浦氏の映像作品は今の場所では作家の真意が理解されにくい。別途会場で上映し、作家に思いも語ってもらう機会を作る。

・少女像は事前に様々な背景の説明をしたうえでガイドツアー方式で鑑賞いただく。
など

—写真撮影とSNSによる拡散を防ぐルールを徹底する。

1 5. なお、1 4に先立っては特に海外作家へのコミュニケーションのやり方に留意すべきである。

—一部の海外作家はこれまでの海外事例に照らし、今回の中止判断がテロ対策や安全管理を表面上の理由とする実質的検閲と認識

—作家からの意見聴取とその分析、的確なコミュニケーション体制が必須

16. 県民及び出展作家への徹底した情報公開と意見聴取を続けるべきである。

- －今回の事案は来場者や県民よりも来場していない人たちがネット上の断片映像や誤った情報に接して混乱を招き、また、県民に不安を与えた。
- －また、出展作家に対しても、中止の連絡や説明等が遅れ、また不十分であった。
- －再開に向けては、県民及び作家から広く賛否両論を聴取し、それを公開し、双方が反対の考え方を持つ人々の意見をよく聞くべきである。

(次回以降のトリエンナーレに向けて)

17. あいちトリエンナーレの運営体制を抜本的に見直すべきである。例えば海外の芸術祭は常設の企業や財団が運営しており、事務局長が常任で資金集めをするなど充実した体制を整備。また芸術監督が2回の大会を仕切るなど継続性、安定性を確保している。あいちトリエンナーレの場合、県庁が中心とならざるをえないが公金を使う難しさを解決する方法として例えばアーツカウンシルを設けるべきである。

検証ポイントQ&A一覧表

(1) 検証事案について

検証ポイント

I. 抗議、電凸と政治家発言について

- 1 電凸による抗議は具体的にどのような被害をもたらしたのか。
- 2 事務局や県庁は、十分な警備や準備の体制を整備していたのか。
- 3 電凸被害を防ぐために、事務局、県庁は、不自由展実行委員会から、前広の情報交換を行ったのか。
- 4 一般人が事務局等に抗議をするのも自由であり、何ら問題はないはず。
- 5 政治家の発言も表現の自由ではないか。

II. 企画について

- 6 「過去に展示中止となったものを集め、あえて公立美術館で展示することに意義がある」という考え方はトリエンナーレの目的に照らして妥当か。
- 7 県美術館は不自由展に使用許可を出すべきだったのか。他の会場でやることを主張すべきだったのではないか。
- 8 県美術館で展示した場合、県美術館はどこまで展示作品の選定や展示方法について関与し、また責任を負わなければならないのか。
- 9 あいちトリエンナーレにおいて県美術館および学芸員はなぜ主体的な役割を果たさず会場を貸すだけにとどまっているのか。
- 10 政治性の強い作品の展示を認めると、県や美術館は政治的主張を支持することになるのではないか。
- 11 公立美術館では、あるいは公金を使って政治性のある展示は行うべきではないのではないか（公共事業としてふさわしくないのでは）。

Ⅲ. 展示作品について

12	不自由展の展示全体が政治関係、あるいは、特定の思想、傾向に偏っていたのではないか。反対の考え方に立った作品をあわせて展示すればよかったのではないか。あるいは批判する側の視点をあわせて展示すべきだったのではないか。
13	多くの人が不快だ、心を傷つけられたと問題視する作品は、表現の自由の保護の対象となるのか。
14	大浦信行氏や中垣克久氏の作品は、天皇や特攻隊を侮辱する意図の作品と批判されているが、作者の意図はどうか。
15	少女像の展示は、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めている主張の正当性を否定することにつながり不適切ではないか。
16	少女像の展示は日本人に対する一種のヘイトスピーチであり不適切ではないか。
17	繊維強化プラスチックでできた《平和の少女像》（大）の足元の碑と英文キャプションの中に” Japanese Military Sexual Slavery” という記述がある。この記述は「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的考え方と矛盾するので削除すべきではないか。
18	展示室の入り口の表示や仕切りのあり方については、見たくない人への配慮やびっくりされないような工夫が足りなかったのではないか。
19	開催後に作品の断片的な映像がSNSで流され、来場者以外の一般の人々が目にすることで混乱が広がった。これは、予見できたのではないか。

Ⅳ. 準備プロセスと役割分担について

20	各種パンフレットでは、不自由展実行委員会があたかも一出品作家のような位置づけになっているがなぜか。また、どのような実績、経歴を持った団体なのか。なぜこの団体に展示を委ねたのか。
21	表現の不自由展の開催に向けては、芸術監督、キュレーター、事務局の間でどのように役割が分担されたのか。
22	展示全体のやり方や個々の作品の展示方法、キャプションの製作等にキュレーターチームはどのように関わったのか。

23	表現の不自由展の作品選定は、誰がどのように行ったのか。
24	少女像の展示については何を見せたかったのか。「こと」が中心ならパネル展示でもよく、「もの」にこだわるなら、作家の制作の背景やその作品を見るための空間を用意すべきだった。いつ発案があり、どう決まり、出品されたのか。
25	大浦氏の「遠近を抱えて」は当初は版画4点のみの出展予定だったが、どのような経緯で映像の新作の出品が決まったのか。
26	写真撮影の禁止やSNS写真投稿の禁止については、どういう経緯で提案され、また実行（or 実行中止）されたのか。
V. 判断や責任体制について	
27	不自由展実行委員会はいちトリエンナーレ実行委員会からの要求を検閲（表現の自由の侵害）ととらえていたようだが、そうなのか。
28	トリエンナーレ実行委員会は不自由展実行委員会との協議の難しさや準備不足に直面し、あるいは今回の事態を想定し、展覧会の開催見送りや練り直しをすべきだったのではないか。
29	なぜ作品数に比べて少額の予算、狭い面積の会場しか充てられなかったのか。
30	予算不足を補うために芸術監督は自らの負担で協賛金を得るための企業廻りをしていたが、なぜ助手のスタッフや必要経費が与えられなかったのか。
31	芸術監督は、自分の会社の負担で、展覧会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。
32	トリエンナーレ実行委員会は準備のプロセスで芸術監督に対し不自由展のキュレーションのやり直し、若しくは展覧会自体の中止を勧告できる危機管理の仕組みを有していなかったのか。
33	会長（知事）は今回の事態を想定し、芸術監督に対してあらかじめ必要な指示や助言を行ったのか。

34	キュレーションの自律性を尊重すべきだが、今回はキュレーションが不十分だった。そもそも、尊重する必要がなかったのではないか。
35	あいちトリエンナーレ実行委員会会長を知事が兼務する体制は、過去3回のやり方を踏襲したもののだが、マネジメント体制として適切なのか。
36	県美術館での展示は「便宜供与」にすぎない。知事の判断でそれを撤回することは可能か。表現の自由の侵害にはならないのではないか。
37	開催前の芸術監督と企画アドバイザーの対談映像(2019年4月8日)がインターネット上で流布している。その中で開会後に天皇の肖像が燃える場面が展示され世間を騒がせることを予想するかのような発言があったが、芸術監督のあり方として不適切あるいは無責任ではないか。
38	「芸術監督の業務内容等について」という文書(第1回委員会資料参照)によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。
39	今回の事案が発生したそもそもの原因として、あいちトリエンナーレ実行委員会の組織運営体制やガバナンスに構造的な課題があったのではないか。
40	芸術監督に全権を与えすぎではないか。その判断を補佐し、あるいはチェックする仕組みが必要ではないか。また、芸術監督選出のプロセスを見直すべきではないか。
41	芸術監督の企画の是非は実質的には部下となるチーフキュレーター以下のキュレーターチームとの議論で一定の吟味はされているが、チェックの体制が不十分ではないか。
42	展示のあり方においては、美術館としての自律性、独立性が担保されるべきではないか。

VI. 中止について

- | | |
|----|---|
| 43 | 中止の判断は安全上の理由のみによるのか。河村市長らの発言による影響はないのか。 |
| 44 | 海外アーティストは中止の決定は一種の検閲ととらえているがなぜか。またその理解は妥当か。 |
| 45 | 中止の決定は不自由展実行委員会との契約違反にあたるのか。 |
| 46 | 中止の決定は検閲（表現の自由の侵害）ではないか。 |
| 47 | 中止の決定は市民の知る権利の侵害にあたるのか。 |
| 48 | 再開しない場合、どのようなリスクが想定されるか。 |

VII. 憲法・法的な問題について

- | | |
|----|--|
| 49 | 表現の自由はなぜ重要なのか。 |
| 50 | 表現の自由は絶対なのか。「公共の福祉」に反する表現は許されないのではないか。 |
| 51 | キュレーションは検閲なのか。「検閲」とはなにか。 |
| 52 | 日本国憲法の表現の自由は、いわゆるヘイトスピーチを禁じているのか。 |

(2) 世界の動きとの比較分析

検証ポイント

I. 国際芸術祭について

- | | |
|----|--|
| 53 | そもそも芸術祭とは何か。国内各地で2000年代から芸術祭が開催されているがなぜか。愛知の場合、何を目指しているのか。 |
| 54 | なぜ多くの外国人アーティストを日本の芸術祭に招へいするのか。 |
| 55 | あいちトリエンナーレは、県民のためのものだが、世界各地の芸術祭とはどういう関係にあるのか。 |
| 56 | 芸術祭で政治的・社会的な主題・内容を扱ってよいのか。 |
| 57 | 海外の芸術祭において、今回のように、アーティストが、自作の展示中止を訴えることはあるのか。 |
| 58 | アーティストが展示中止をすると美術館や芸術祭の運営上、どのような影響があるのか。 |

II. 表現の自由について

- | | |
|----|---|
| 59 | 海外でも美術を巡る表現の自由の問題は起きているか。起きているとしたら、それはどんな国の場合か。 |
| 60 | 先進国においては、どんな表現について誰が問題とするのか。 |
| 61 | 美術館の館長などが君主や政治家、有力者などに忖度して展覧会を中止した場合のリアクションはどういうものか。 |
| 62 | ある国で、検閲等が問題となった場合、他の美術館やアーティスト、キュレーター、メディアに対してどう反応するのか。 |